

令和6年第1回定例会議事日程（第3号）

令和6年3月15日（金）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

新 保 祐 介 議 員

太 田 文 則 議 員

岸 本 加 代 子 議 員

丸 谷 宏 一 議 員

向 野 倍 吉 議 員

日程第3 発議第2号 吉富町議会議長の不信任決議について

令和6年第1回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 令和6年3月15日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 3月15日 10時00分

応 招 議 員 1 番 新保 祐介 6 番 横川 清一
 2 番 丸谷 宏一 7 番 是石 利彦
 3 番 角畑 正数 8 番 岸本加代子
 4 番 向野 倍吉 9 番 矢岡 匡
 5 番 太田 文則 10番 山本 定生

不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	上下水道課長	奥家 照彦
教 育 長	江崎 藏	地域振興課長	石丸 貴之
未来まちづくり課長	和才 薫	教 務 課 長	鍛治 幸平
総務財政課長	奥本 仁志	建 設 課 長	軍神 宏充
住 民 課 長	友田 哲也	吉富あいあいセンター長	梅林 正典
税 務 課 長	岩井 保子	検査会計室長	奥本 恭子
会計管理者	岩井 保子	吉富保育園長	鍛治 淳子
福祉保険課長	別府 真二	吉富幼稚園長	
子育て健康課長	石丸 順子		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	小原 弘光
書 記	増田 楓雅

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

メディアの方、すみません、申し訳ありません。撮影はここまでで、よろしく願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、丸谷議員、角畑議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（山本 定生君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は事前通告に沿ってお願いいたします。また、質問内容には責任が伴うことを十分留意するように重ねてお願い申し上げます。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また、答弁者につきましても効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されますので、消費時間を確認し厳守してください。

また、質問者及び答弁者の双方にお伝えいたします。マスクはできる限り外していただいた上で、聞きやすいように御配慮をお願いいたします。

では、新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 議席番号1番、新保です。通告に従って一般質問を行います。

2021年10月から掲げている「脱炭素日本一」の取組について伺います。

①今年度行った脱炭素を進めた事業は何がありますか。お伺いいたします。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） 住民課の事業についてお答えをいたします。

脱炭素への取組といたしましては、「よしとみ「エコまち」プロジェクト」が令和4年1月から開始し、今年度が2年目になります。

太陽光発電システムの設定に対する奨励金を皮切りに、令和4年4月からは、蓄電池やエコキュートなどの高効率給湯器、クリーンエネルギー自動車などを加え、さらに12月からは省エネ家電の買換えまで奨励品目を拡充し、住民の皆様から大変御好評をいただき、今年度につきましても早期に終了しているところです。

住民の皆様には、この事業を通して品物を購入する際の脱炭素の意識づけ、また家庭における燃料代や電気代の節約にもつながっているかと思います。

脱炭素による二酸化炭素の減少と、さらに各御家庭の光熱水費の節約と、まさに一石二鳥な事業となっておりますので、引き続き、この事業をしっかりと推進しまして、森林がない、九州一小さな町でも二酸化炭素の排出を減少することができるんだということをアピールし、議員の皆様方と一緒に脱炭素日本一を目指し、将来への住みよいまちづくりの一助を担いたいと考えます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 未来まちづくり課の事業として、御説明をさせていただきます。

本課では、環境省の事業採択を受けて行った事業がございます。

内容は、吉富小学校の児童と製菓さんをはじめとする地元企業関係者のお子さんたちを対象に、海岸に漂着をした海洋ごみや、町が排出するプラスチックごみを活用しての、海の生き物模様のキーホルダーを作るといった、アップサイクルワークショップを実施いたしました。

海洋プラスチック問題について、子供たちの学びを通じて、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんへと、家庭や社会に波及させ、町全体の環境問題に対する行動の変化につながるものです。

さらに、この取組を動画に編集をし、町内外に発信することで、町民の皆様の郷土愛を醸成をしたり、シティプロモーションにつなげたりし、吉富町のブランディングを目指しています。

本事業に対しましては、環境省から165万円の補助金を頂いております。これらの取組につきましては、環境省が主催をするプラスチックスマートシンポジウム2024というものが、先月10日に広島県の今治市で開催されましたが、その中で全国の先進モデル事業として、本町の取組事例を発表させていただきました。

その際、環境ごみに対する取組を全国に広げていくためのパネルディスカッションにも、本町の職員がパネラーとして登壇をし、専門家の方々と議論を交わし、九州一小さな町に限られたマンパワーや財源を最大限に生かして、SDGsの目標達成に向けて着実に取組を進めていることを発信させていただきました。

また、脱炭素をさらにステップアップさせるために、内閣府のSDGs未来都市の認定に向けて申請書を作成をし、提出をしているところでございます。

このSDGs未来都市とは、内閣府がSDGsの達成に向けた取組を積極的に進める自治体を公募し、経済、社会、環境の3側面の統合的取組により、新たな価値を創造する提案を行った自治体を認定する制度です。

内閣府からのお墨つきではございませんが、九州一小さな町でも一歩ずつ着実にSDGsに取り組んでいる姿勢を内外に示すことができると考えておりまして、このSDGs未来都市の認定を頂くことで、全国のモデル事業として補助金がついたり、企業版ふるさと納税で町の取組を応援していただける企業とのマッチングができたりと、脱炭素日本一を掲げる本町の取組をさらに加速することができると考えております。

認定につきましては、現在申請中でありますので、結果が分かり次第、議員の皆様にも御報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） まずですが、今年度行った事業で、太陽光等々を含め、「エコまち」プロジェクトということでやられたと思うんですが、今年度の脱炭素、CO₂の排出量、減少をどれくらいしたのかとか、分かれば教えてください。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（友田 哲也君） 今年度の「エコまち」プロジェクトのほうの、まずはちょっと実績のほうを御説明させていただきます。

太陽光発電が7件、蓄電池が4件、高効率給湯器が20件、クリーンエネルギー自動車が3件、家電のほうは186件、内訳ですけれども、エアコンが73件、冷蔵冷凍庫が64件、テレビが49件、そしてLEDの照明が26件というような形になっております。

そちらのほう、CO₂削減量、トータルで、概算ではあるんですけれども、44トン、マイナスCO₂となっておりまして、これ、森林面積に換算いたしますと、分かりやすく言いますと、東京ドーム3個分というところで、今年度のほうも全く森林がないこの町でもCO₂の削減ができていたというような実績になっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 森林率ゼロ%の吉富町として44トンマイナス、東京ドーム3個分というのは相当の成果だと僕は思っております。今後とも、これは継続して、続けていってほしいなと思っております。

続きまして、2番目の質問に参ります。今年度の地域創造アドバイザー事業についてお伺いいたします。

先日、予算決算委員会でもちょっとお伺いしましたが、今年度はどのような活動をされておりましたか、もう一度お願いいたします。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 今年度、総務省の地域力創造アドバイザーを活用して、脱炭素の分野で見識が深い、曾根進氏をアドバイザーとして様々な取組を行いました。

その取組内容について、簡潔に御説明いたします。

まず、7月には、海洋プラスチックごみ問題に全国モデル事業として取り組むことで、環境省に事業提案をし、採択を受け、子供の教育を通じて町全体の環境問題に対する意識の向上を図るという事業に取り組みました。

また、11月には、議会全員協議会の中で、脱炭素について御説明をいただく場を設けていただき、吉富町が脱炭素日本一に向けて取り組む意義について、議員の皆様にも共有をさせていただきました。

そして、脱炭素日本一に向けた取組を格上げするために、先ほど申しましたが、内閣府のSDGs未来都市の認定を受けるため、現在の吉富町で取り組む事業と、今後の取組を進めていく事業を整理し、社会、環境、経済といった3つの側面をバランスよく推し進めていく計画づくりを共同で行っていただきました。

これらの取組につきましては、町が開催するマルシェ等へのイベントの中にてブースを設け、幅広く周知・啓発活動を行い、脱炭素に向けた普及・啓発活動を行っていただいております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 今お伺いいたしました環境省に対する取組であるとか、さらに住民の啓蒙活動を含めて、いろいろやられていると思うんですけども、脱炭素の町民の理解率、そういったものというのは何かあったりするのでしょうか。お教え願えますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） まずは、SDGsの取組の一つでもあります、この脱炭素については、子供から大人へというアプローチで取組を進めることで、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロのゼロカーボンシティを目指したいということで、今、取組を進めております。

具体的に、まだどれほどの浸透率があったかという具体的な数値は把握はしてはおりませんが、確実に子供たちから広がっていき始めたという認識を持っておるところでございます。

そして、やはりこの取組を進めるには、財源も必要となつてまいりますので、仕組みや見せ方を工夫することによって、御質問いただいております、地域力創造アドバイザー制度の活用や、国の事業採択をうまく活用させていただきながら、事業の推進と財源の確保を両立させながら、事業展開をしていきたいと考えております。

また、子供たちから発信することによって、今後、グローバルに活用できる人材育成には欠か

せないと思っておりますし、本町では、脱炭素日本一、こどもまんなか宣言、ワンヘルス宣言等々、様々な目標を掲げておりますので、限られた財源・人材の中で、これらの目標を達成するためにあらゆる事業を行う際には、これらの要素をうまく絡めて盛り込んでいくといった事業連携を行いながら、九州一小さな町でも着実に事業を推進していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 今回、地域力創造アドバイザー事業ということで、一番、多分掲げていたのはSDGsの未来都市モデル事業ということでやられて、提出されたということではございますが、多分、今後の町の方針、取組にもかかってくると思いますが、そういった内容というのは話すことはできますでしょうか。お願いいたします。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 通告に基づきまして資料を準備させていただいております。今回のアドバイザー事業のより詳しい資料につきましては、今、手元にはございませんが、また予算の審議の中等々でもお話をさせていただいたとおりでございます。今日、御説明をさせていただいた以外にも、町について有益な取組、この脱炭素についてのいろいろな御提言というのは、数多く頂いているところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。恐らくこの内閣府の曾根さんですかね、相当多分できる人間だと思っております、今の話で聞くと。環境省等々の接点もいろいろおありだと思いますので、さらなる取組で進めていくのではないかと、期待しております。

続きまして、2番の質問に参ります。

今後の吉富町が脱炭素の取組に通じて目指す方向性ということなんですけれども、脱炭素、CO₂排出量削減ということではありますけれども、減らせだけではなく、様々な組合せとか、例えば、企業、近隣、地域、第1次産業に至るまで幅広く脱炭素というのはつながっていくんじゃないかと思っております。それによって自主財源の獲得につながるのか、そういうことが最終的な目的になっていくんじゃないかなと僕は考えておるんですけれども、今後、吉富町としてはそういったことを含めて、脱炭素の取組を通じての目指す方向性というのを教えていただければと思います。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 先ほど来話した内容と繰り返しにはなるんですが、先ほ

ど来の取組を進めることで、この取組の様子等をしっかりと発信をしていって、吉富町のブランディング、そして町のイメージアップ、町を応援していただける方を増やすことによって、個人版ふるさと納税、そして企業版のふるさと納税等々を財源として、町民の幸福に向けた様々な取組に発展性を持たせていき、吉富町、そして吉富に住む方々が、本当にこの町に住んでよかったなというまちづくりを目指していきたいと考えておりますし、当然、SDGs、2050年に向けた達成項目も併せて達成していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。

SDGsの未来都市含めて、様々やっていく計画ではあると、うまくいくといいなと思っておるんですけども、脱炭素の、先ほどアンケートも聞きましたが、そういったところでいろんなことを町民にリークをしていくことで、恐らく脱炭素日本一ということが、より町としての目標達成またはPRにつながっていくと思うんで、今後ともそういったアンケートを、今のLINE等々も使ったりしながら、そういったものを進めていただけたら非常にいいんじゃないかなと思っております。

続いて、3番目の質問に参ります。

吉富町こどもまんなか応援サポーター宣言についてお伺いいたします。

子育て環境の充実を図るため、次年度の継続及び新たな施策の構想はありますでしょうか。お教えてください。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 順子君） お答えします。

子育て支援施策の次年度の継続事業でございますが、本年度から事業を開始しております、幼児保育の無償化、小学校の給食費の無償化、子ども医療の高校生世代までへの拡充については、令和6年度一般会計当初予算に計上しております、継続実施をしていきたいと考えております。

また、令和6年10月からの児童手当の制度改正では、対象年齢がこれまでの中学生世代から高校生世代にまで拡充され、多子世帯への手当額の増額や所得制限の撤廃などで、全ての子育て世帯が享受できる手厚い手当制度に拡充されますので、こちらについても関係予算を当初予算に計上し、制度改正にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

新たな施策につきましては、児童福祉法の改正により、令和6年度から自治体に設置の努力義務が課されておりますこども家庭センターについて、来月、令和6年4月の設置に向け準備を進めておまして、さきの予算決算委員会でも御質問をいただきましたが、令和6年度一般会計当初予算に、こども家庭センターで子育て相談業務等に従事する子ども家庭支援員の業務委託料を

新たに予算計上しているところでございます。

このこども家庭センターは、こどもまんなか応援サポーター宣言の取組の一環で、子育て世代を親身に支える仕組みとして設置するもので、母子保健業務を行うあいあいセンターと、子育て支援業務を行う役場子育て健康課の双方で、一体的に機能させるものでございます。

妊娠期を含めた全ての子供に関する相談先として、子育ての心配事、困り事ならこども家庭センターにと、住民の皆様に認知され、機能していくことが大変重要になってまいりますことから、まずは住民の皆様に、吉富町がこども家庭センターを設置することを知っていただきたい、そして身近で親しまれる施設に育てていきたいという思いで、広報よしとみ3月号や町公式LINEにて周知を行い、現在、こども家庭センターの愛称の募集を行っております。19日火曜日までの受付をしておりますので、議員の皆様にもぜひ御応募いただきたく、この場をお借りしてお願いを申し上げます。

こども家庭センターの具体的な取組としましては、幅広い子供に関する相談窓口であるということに加えまして、本町が従前から実施しております、県下唯一の5歳児健診の実施や、就学前児童サポート事業として、外部の児童発達支援センターの専門家などと毎月行う、町内保育所の巡回相談での子供たちの発育・発達の見守りと助言、そして新しい取組となりますが、支援の必要性の高い世帯に対するサポートプランの作成を行って、保育所、学校、学童保育、幼児保育、子育て支援センター、療育施設や児童相談所などの町内外の様々な社会資源と連携し、計画的・効果的な支援を行ってまいります。

お子さんたちがそれぞれの御家庭で健やかに成長していけるように、こども家庭センターが中心となり、子育てに関わる皆様の心のよりどころとして、九州一小さい町であるその特性を生かし、町全体が一つの家族であるかのような温かい眼差しを、これまで以上に子供たち一人一人に届け、注いでまいります。

そして、吉富町に住む理由が、吉富町で子育てをしたいからと皆様に言っていただけるように、各種子育て施策を実施してまいりますとともに、併せてその周知に努めまして、子育てに希望が持てる温かなまちづくりをなお一層進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 今年度から、来年度か、令和6年からこども家庭センターを立ち上げるということですが、非常よい方向で進んでいるんじゃないかと思いますが、ここに書いてある人材というふうになると、かなり大きな負担というか、どういった方を選ぶんだろうかというのも大変になってくるかと思いますが、大体どのような人材というのを目指しているのか、そういったものの募集をどうかけるのか、この間の予算決算委員会でいうと、

ちょっとあれは違いますけれども、地域おこし協力隊では全くいい人材が来なかったとかというお話でもあったんですけれども、結構そこって重要になってくると思うんですが、その辺って何か、どう、お考え、ありますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 順子君） 今現在、その委託料について予算審議中の期間ではございますが、どのような人材をといるところで想定しておりますのは、保育や子育て支援に今まで精通してこられたような方を想定しております、各町内の保育所施設の保育士の指導等も行えるような人材を想定しております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。続きまして、2番目の質問に参ります。

今年度は小学校、中学校とも給食費の無料化ということでやっておりましたが、来年度は小学校はあると聞いていますが、中学校の給食費無償化の継続の動きはないのでしょうか。お願いいたします。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（鍛冶 幸平君） お答えいたします。

吉富中学校は、御存じのとおり、豊前市との組合立であります。給食費の助成を実施するとしても、吉富町だけで決めることができず、豊前市との協議が必要となってきます。

豊前市は、来年度の給食費助成につきましては、小学校、中学校ともに実施する予定がございませんので、吉富中学校の給食費助成については、令和6年度は現時点では残念ながら実施することができません。

豊前市は、今現在学校編成に向けての動きがあり、令和9年度以降に、現在の小学校11校、中学校4校から小中一貫校1校、小学校2校、中学校1校に再編される予定でございます。

三毛門小学校児童は八屋小学校区と宇島小学校区の児童と同じ小学校に通う予定になっておりますが、中学校に関しましては、豊前市の中学校に通うのか、今まで通り吉富中学校に通うのかは、まだ現時点では決まっていないようであります。

学校編制後の推移を注視していきたいと思っておりますが、多くの生徒がそのまま豊前市の中学校に通うようになれば、小学校同様に給食費の助成を実施することができると考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。なかなか思うように前に進むというのは難しいとは思いますが、今後ともぜひ努力を続けていただきたいと思います。

今回、いろいろ政策を含めた話もちよっとお伺いさせていただきましたが、この町の発展のため、これからの発展のため、過去の出来事にとらわれることなく、私はこの議会を前向きに進んでいくことを望んでいます。

私はよそ者なので、ちょっと詳しい過去のことも、いろいろ分からないこともございますが、執行部の皆さんと議論を重ねて、よりよい町をつくっていきたいということを考えております。

以上になります。

○議長（山本 定生君） 質問、終わり。

○議員（1番 新保 祐介君） 終わり。

○議長（山本 定生君） 終わり。

○議員（1番 新保 祐介君） はい。

○議長（山本 定生君） 新保議員、他の議員にも一言通告いたします。

通告に沿った質問をするようにと宣言しておりますが、中で、1番の2ですね、今回ちょっとそれが抜けているようにありますので、それを飛ばす場合は、その件についても一言述べてから次の質問に移っていただきたいと思いますので、御注意ください。

○議長（山本 定生君） 続きまして、太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） おはようございます。議員席5番の太田でございます。

質問に入る前に、冒頭、能登半島地震で亡くなられた方々に対して、心から御冥福をお祈りしますとともに、今も厳しい環境の中で避難生活をされている方々へ、一日も早い復旧・復興を願っています。

このことに関連して、令和5年度一般会計補正予算で、能登半島地震に対し見舞金150万円が計上されています。このことは大変素晴らしいことであり、評価したいと思います。

それでは、通告文に沿って質問を行っていききたいと思います。

まず、早期退職者増についてでございます。

私が最初に早期退職者の質問題をとり上げたのが、令和4年の3月議会でした。それから丸3年ですか。そのときに、令和元年から令和3年で早期退職者は何名ですかとお聞きしたところ、15名という回答をいただきました。

それで、①令和2年度から令和5年度までの4年間で早期退職者は何名ですか、お答え願います。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） お答えいたします。

令和2年度から令和5年度までの4年間の早期退職者の合計は、勸奨退職の方も含めまして

26名となっております。このうち一般事務職は15人、保健師、保育士といった有資格者が11人ということになっております。

一般論として、公務員の離職率につきましては、近年大幅に増加をしております。特に若年層の離職率が高くなっておりまして、平成25年度から令和3年度までの8年間の離職者の総数は、20代で2.3倍、30代で2.4倍に増加をしているという調査結果も出ております。

以前、同じような御質問をいただいた際にもお答えをいたしました。時代の流れといたしまして、少し前までは当然と思われていました、公務員になれたら、入ったところで定年まで勤め上げるといったような考え方につきましては、特にこの若年層の職員にはほぼないと言っても過言ではないのではないかという状況となっております。

これは、国全体の雇用や働き方、公務員を取り巻く労働環境、若い世代の方々の仕事感など、様々な部分で変化が生じているためというふうに考えております。

また、公務員の採用試験の年齢要件が大幅に緩和をされ、新たな職場に容易に転職をすることが可能となっているという状況も大きな一因の一つであるというふうに考えております。

特に、御質問をいただいております令和2年度以降につきましては、新型コロナウイルスの影響で自治体の業務が極めて多忙となりました。中でも、規模の小さな本町では、それだけでなく1人当たりの業務の負担が多いという中に、コロナ関連の業務が大幅に増えたということで、職員に大変な負担が生じてしまったということが事実としてあろうかと思えます。それが離職を決断する一つの要因になったということは、残念ながら否めないのだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） いろんな要因がもちろん考えられるでしょうけども、役場の中のそういう体質も一つの要因ではないかと考えられます。

そういった中で、2番目に移りたいんですけども、早期退職された方の理由が分かれば、二、三点挙げていただければと思います。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 職員個々の退職の理由というのは様々でありまして、個人のプライベートにも関わることでもありますので、詳細をこの場で御報告することはできませんけれども、私どもが本人とお話をして把握をしている範囲で、大きなくくりでお答えをするとすれば、4つほどの理由に大きく分類されるかなというふうに認識をしております。

1つ目につきましては、ある程度の年齢に達した経験年数の長い職員につきましては、近年、先ほどコロナの話もありましたが、職員の業務が大変高度化、そして複雑化をする中で、責任ある

立場にもなり、若い頃に比べて負担が大きくなっているという状況が生じて、体調面にも不安があるといったような理由で、このまま定年まで勤め続けるのではなくて、自分なりに私生活と仕事のバランスを考えて、第2の人生を歩もうというような判断をされて、退職を決意されるというものでございます。

勸奨退職者の方も含めまして、おおむね50歳を超えてからの早期退職者につきましては、このような傾向が見受けられるのではないかとこのように感じております。

2つ目につきましては、保健師や保育士などの有資格者でありまして、先ほど人数を申し上げましたとおり、近年の退職者の4割以上を占めております。この有資格者の皆さんにつきましては、他の自治体はもちろん、民間も含めて、引く手あまたの職種でありまして、小さな町の職員として、少ない職員数で多くの業務をこなさなければならないという、この厳しい職場環境ではなく、よりよい待遇や職場環境を求めて、次の職場を見つけた上で離職をされるという方が多いのではないかとこの状況でございます。

3つ目は、若年層のうち、結婚や出産を機に離職をされる方でありまして、結婚を機に配偶者の居住地に転居をしたり、出産後、子育てに専念をしたいという理由で退職をされるという方が一定数いらっしゃいます。

最後に4つ目は、若年層のうち、他の自治体に転職をされる方でありまして、以前、公務員試験は受験資格が20代前半までのものがほとんどでありまして、公務員から他の公務員に転職をすることはほとんどなかったわけなんですけど、近年は、どの自治体におきましても、受験資格の年齢制限が大幅に上がっておりまして、さらには、公務員経験者を条件とした試験を行うというような市町村までもが出てきているという状況であります。

つまり、人材の奪い合いといったようなことが発生をしておりまして、本町のように規模が小さい町では、一人一人の業務が幅広く多岐にわたって忙しい上に、給与面での待遇も市部に比べると低いということもありまして、どうしてもより条件のよい市などに転職を希望する方が生じてしまうというのが実情でございます。

もちろん、職員個々に様々な事情がありまして、将来の人生設計も踏まえて、総合的に判断をされて退職を決断されていることと思っておりますが、大きなくくりで申し上げますと、以上が早期退職者の主な理由であると認識をしております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） いろいろあって辞めていかれる方、もちろんあるんですけど、本当の理由を、何というか、言わないで辞めていったという方も中にはいらっしゃると思うんですよ。

そういった中で、そういう役場内の環境がそうさせている、で、また、次年度にまたそういった早期退職者が生まれる、結局、負の連鎖が生じているわけですね。そこで何かこうストップをかけるというか、減少させる、歯止めをかけないと、辞めていった、また人を入れる、その、何というか、繰り返しがもちろん続いていくので、結局、仕事のベテランが辞めていって、会計年度任用職員を入れて、その人たちが仕事を覚えるのにかなり時間を要すると思うんですね。結局、住民サービスがそこでうまく機能しないというような感じで、まさに、先ほど言いましたように、負の連鎖が続いているわけですよ。

そういった中で、私も後の質問で言うんですけども、そういった環境の中で仕事を続けるのが苦になるとか、やる気が出ないとか、要は恐怖で支配されているとか、びくびくしているとか、そういう悪い、何というか、そういうことが、結局、職員に蔓延しているの、耐え切れずにもう辞めていくというのが現状じゃないかなと私は思います。

以前も、担当課のほうから相談窓口があるという話は聞きましたけども、相談窓口といっても、その相談したところが町長と、こう、何といたらいいんですかね、つながってればね、相談というのはできないですよ。結局、その人に、今度はターゲットにされて、そういった中で、体制自体が変な体制になっていると思うんですよ。

そこで、もう一度確認しますが、町長のパワハラが嫌で早期退職された方は本当にいないんですか。お答え願います。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 先ほどの太田議員さんのお言葉の中で、恐怖であったり、そういったものが支配していると、職員に蔓延しているというような御発言がございましたが、私ども、何を根拠にそのようなことをおっしゃっている、具体的にですね、が正直分かりません。私どもとしては、そのような認識は全く持っていないということは申し上げておきたいというふうに思っております。

それから、先ほどの町長のパワハラで辞めたのではないかというような職員ということですが、私どもはそのような認識は全く持っておりません。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） そしたら、そういうことではないと言うのであれば、次の3番のほうに質問移ります。

③番、職場環境改善を今後どのように考えていますかということなんですけども、先ほど言いましたように、以前、担当課のほうから新入職員が入ってきたら、趣味を共通に持って、そして新人職員と触れ合う、早くなじんでもらうというようなことをやっていきたいという話を聞いた

ことがあるんですよ。それとか、何といたしまししょうか、そういったものをコミュニケーションを図る目的でやろうということをしていましたけども、それは現在も続いていますか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 職場環境の改善につきましては、いろいろとございます。

まず、今の御質問にお答えするとすれば、新入職員等の、孤立感といいますか、そういったものをなくすために、メンターという制度を設けております。そういったメンターとなる方が新人職員に毎月必ず面談をして、例えば、御飯を食べながら、そういったところで面談をしながらコミュニケーションを取って、今、困り事がないかといったような話も聞いてもらおうと、もし何か困り事があれば、私たち人事のほうにその情報を頂くと、私たちはそれを基に解決をしていくといったような仕組みもつくっております。

また、コミュニケーションを取っていくということではございますが、これまではコロナでなかなかそういったものが難しい状況でありましたが、今後につきましては、例えば、以前からありました職場の互助会があります。互助会からの研修の助成金といったものがございます。そういったもので、ある程度のメンバーをつくって、研修に行き、そこで交流を深めていくといったような場も、今後はそれが戻って、復活してくると思っておりますので、そういったところを通じながら、コミュニケーションを取れるような仕組みをつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 職場改善についてなんですけども、今後どのように職場改善をしていくのか、お答え願えますか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） これまでの話でもありますが、私どもとしましては、職員の業務負担の軽減や給与面を含めた待遇の改善を図っていきたいという思いはもちろん持っておりますけれども、財政面にもそれほど余裕があるわけでもございませんので、例えば、10人、20人の規模で大幅に職員数を増やすということはなかなか現実的ではないと、それから他の市町村に比べまして、少ない職員数で頑張っていかなるを得ないという状況があるというのは、これはなかなか変わらないのかなというふうには思っております。

また、待遇の面につきましても、部長職があるような市や人口規模の大きな町にはなかなかないと思います。そういった意味で、業務多忙や待遇面で劣るということを理由としての、他の市町や企業などに転職を希望する方、こういった方々をなくすというのはなかなか難しいのかなというふうには感じております。

そんな中ではありますけれども、職場環境の改善に向けて、今、私たちができることにつつま

しては、特にここ数年だけを見ましても、様々なことに取り組んできております。

一例を申し上げますと、まずセルフケアやハラスメントの防止といった、個人個人のメンタルケアや職場環境の改善に向けた研修会の開催、それから、先ほど申し上げました、メンター制度の導入などがございます。このメンター制度につきましては、令和4年度から、まずは新規採用職員を対象に取組を進め、大変好評でありましたので、今年度は対象となる職員を新規採用職員に限らず、メンターをつけることが有益と判断をした若手職員7名に対象を広げて実施しております。

毎月1回から2回程度、先ほど言いましたが、一緒に食事をするなどしていただきながら面談をしていただいております。そこから上がってくる報告書を見ますと、仕事以外のことも含めまして、様々な話をしながらお互いの信頼関係が構築できているというふうに感じております。

また、先ほども言いましたが、メンターからの報告で少し問題があるというふうに判断した職員につきましては、私ども人事のほうから担当課長に状況を伝え、改善を図るなどの実際の成果も出ている状況でございます。

職員採用につきましても、以前は76名を基準としておりました職員数について、現在は条例定数いっぱいの81名までを確保しているほか、社会人経験者の採用を積極的に行うことで、民間等での職務経験を生かした即戦力として活躍してもらえ、人材の確保に努めるなど、職員の負担軽減に向けても積極的に取組を進めております。

時間外勤務の削減という点では、勤態管理システムの導入によりまして、日頃からの職員の勤務状況を人事側でも把握し、特定の職員への残業に偏りがあつた場合などは、所属長に理由の確認や改善に向けた取組を促すといった措置も随時行っております。

加えて、DXの推進により、令和5年度は、町の公式LINEの構築や施設予約システム、書かない窓口、AI議事録システムの整備などに今年度取り組みました。今後も、様々な業務にデジタルを活用していく予定としておりますが、こうした取組は、住民サービスの向上はもちろん、職員の負担軽減にもつながるものと考えております。

また、本年6月には、町長の発案で、子育て中の職員に対しまして、普段仕事をする上での困り事や他の自治体で取り組んでいることを町でも取り入れてほしいといったような意見の募集を行いまして、その結果、提出をされた提案書を基に、職場環境の改善を図る取組を行っております。

その中で、職員からは、人員不足の解消やノー残業デーの設置、それから時間外勤務の子育て世代への配慮、休暇の取得率の向上、各種休暇制度の周知の徹底などといった点について要望が寄せられました。

この要望に対しまして、ほとんどの事項で、町として、前向きな回答を行わせていただき、例

えば、ノー残業デーや各種休暇制度の周知、休暇取得の推奨など、可能なものについては、即時に取り組を開始するなどして、実際に職場環境の改善に取り組んでおります。

その結果、休暇の取得率につきましても向上しておりますし、時間外勤務につきましても、過去2年に比べますと、大幅に縮小の傾向で現在推移をしております。

また、職員労働組合との交渉を年2回定期的に実施をしておりますが、その交渉の場においても、最近は要望や不満がいろいろ上がってくるというよりは、むしろ町の職場環境改善の積極的な取組について、感謝をされているというような状況でありまして、職員の皆さんにも、職場環境が改善傾向にあるということは実感をしていただけているというふうに考えております。

このように、既に様々な面で職員が働きやすい環境を整備するための取組を頑張って進めておりまして、成果も出てきているというふうに私は感じておりますので、今後も職員の声にしっかりと耳を傾けながら、よりよい職場環境の構築を目指して努力をしてまいります。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 担当課としては、今の言われたのは、確実に進めていってもらいたいというふうに思っていますし、今現状、職員たちがどうあるかという、まず現状把握ですよね。それをするためには、まずアンケート、例えば、今の職場はどうあるかとか、いろいろあるでしょうけど、そういった面でアンケート調査とか、または第三者委員会で調査するとか、あとは極端な話になるかどうか分かりませんが、弁護士を週2回駐在させるとか、そういったこともおいて、いろんな悩みだとか、そういった、現状がこうあるから改善してほしいとか、先ほど言いましたように、相談窓口があっても要は機能していない、絵に描いた餅なので、そういったアンケート調査をすることによって、生の声が吸収されたりとか、言えないことは弁護士さんに言えるとか、そういった面で職場改善を図って行って、明るい町をつくっていくという、職員、課長プラス職員がそういう意識の下で一致団結していけば、よりよい町になって、住民サービスが向上するんじゃないかなというふうに思っていますけど、担当課の課長のお答えをお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 議員がおっしゃること、御提案、理解できます。

先ほど申し上げましたが、例えば、子育て世帯への提言をまとめていただくようなアンケートというのは、これはもう既に、先ほど申し上げましたとおり、実施をしております。さらには、職員組合のほうで、職場環境に関するアンケート調査といったようなものもしていただいているということも聞いております。

交渉の中でそういったことについてお聞きをしておりますが、特段大きな、私たちに何か強く

要求を求められるような事案はなかったというような報告も、その場所ではいただいております。

そういったことで、声を酌み上げるような仕組みというのはこれまでもやっておりますし、また先ほど相談窓口が機能していないというような御発言もありましたが、私どもは、内部的なところに伝えにくいということがあるという気持ちは分かります。そういった場合には、ちゃんと、今、EAPという第三者の相談機関を設けておりますので、そういったところは必ず匿名で、しっかりとした配慮の下で私たちに情報をいただくような仕組みができておりますので、そういったことを、もしあればぜひ活用していただいて、十分今の体制でもそういった職員の皆さんの相談できる体制というのは整っているんじゃないかというふうに考えております。

また、第三者委員会のお話につきましては、これはもう私どもの、人事の範疇を超えた組織としての危機管理というような話にもなっておりますので、そちらについては、危機管理室長のほうがお答えすることになろうと思います。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 今、議員のほうから第三者委員会、そして弁護士の導入はということで御意見を頂きました。私が危機管理室長を兼ねておりますので、私のほうからそちらの考え、実はその考えを持っておりますので、ここで御紹介させていただきたいなと思っております。

実は、まず弁護士につきましては、今、町のほうに様々な問題、課題というのが、匿名であったり、メールであったり、直接私のところに御相談に来ていただいたりということで、私自身もどういふふうに取り扱ったらいいのだろうかということで、私自身が相談をする窓口というのを探しているというような状況でもございます。

やっぱり、この町政に詳しい弁護士を、町の顧問弁護士といいますか、そういった、よその市町はそういった顧問弁護士というのを雇っているようなところがございますので、今、町もそういった制度を取り入れて、職員からのいろいろな相談、そして町に寄せられるいろいろな事情に対する相談ができるような法律の専門家を、今後、検討していきたいと、それは前向きに、今後、検討していきたいというふうに考えております。

それと併せまして、どちらかそういった御相談をする部門、そして調査をする機関が欲しいということの中で、第三者委員会というのでも検討を始めたところでございます。それは明らかに、例えば、いろいろな事象が、今、町に来ております。ちょっと何点か私も今、正直悩んでいることがございまして、あえて匿名のお話をさせていただきますが、今、町のほうで私自身が調査をすべきものなのか、これは第三者委員会的なものをつくって正式な調査をすべきものなのかというところで、懸案事項のことが幾つかありますので、少し御紹介をさせていただきたいなと思っ

ております。例えばですね……

○議員（5番 太田 文則君） 手短にお願いします。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） はい。例えば、今、昨今、出どころがちょっと分からないんですが、SNS等で、これはまず町長に対しましてですが、例えば、選挙活動、御自身の選挙活動であったり、御自身の実母の葬儀の場合に、職員を動員をしてやっているが、これはいかがなものかというような御意見であったり、先般、メジャーリーグの大谷選手が小学校に配ったグローブあたりを、町長が子供たちに渡さずに、町長室で独り占めをしているというようなSNSの投稿もあっております。

また、近い順で私が今、思いついたところを申し上げますと、町のほうのホームページのほうに、本町の議員が私的な会席の場で女性店員にセクハラ的な発言をし、許せませんと、町ではどういった対応をするのかというようなメール、町の議員を名乗る方から、町の疑義について調査を行っているとのことで、職場や個人宛てに連絡を入れられ迷惑をしている、議員にそのような捜査権が本当にあるんですかというような苦情、これは職員からですが、現職の議員が特定の団体に対する認可や補助申請に対し必ず同行し、プレッシャーを感じるがどうしたものだろうか、選挙に当たり、御自身の投票を自治会長に依頼し、回覧板を回してほしいというようなことを強要したと聞いたがそれは事実かといった、町もこれがどういったふうに取り扱っていいのかということを、私自身が迷うような案件がたくさん届いてきております。

そういったことに対して、やっぱり相談をする窓口というのは私自身も欲しいと思っておりますので、先ほど議員がおっしゃったようなことは、今後、前向きに検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） なるべく早くアンケート調査、第三者委員会、そういったものを立ち上げて、住民によりサービスが届くようにお願いしまして、次の質問に移ります。

令和3年7月3日、コロナワクチン接種会場であった体育館において、町長が職員2名に対して厳しい口調で叱責をした後、殴るそぶりをしながら顔面の直前に拳を突きつけたということが私の調査で判明しました。この件に関しては、その場に居合わせた複数の職員の見撃情報があり、事実かどうかを確認するために、被害職員に取材をさせていただきました。全体の証言を合わせると、このような状況だったということです。

被害職員となる2名の職員が、接種開始直前に荷物を運ぶよう上司から指示をされ、それぞれの車に荷物を乗せて、役場から体育館へと向かったようなんですね。そうしたところ、集合時間ぎりぎりになってしまったと、これはまずいと思い、本来なら職員は小学校の職員駐車場に止め

て歩いてくるようになっていたけれども、それではとても間に合わないと、そういう理由で体育館横に車を止めて会場に入ったということでした。

ワクチン接種自体は問題なく終了し、片づけるため、2人は再び車の付近にいたそうなんです。そうしているところに町長が来て、この車は誰の車か、何でここに止めているのか、誰の車か確認しておけと強い口調で言われたそうです。

日頃から町長が大声で激しく叱責する様子を目の当たりにしていた2人は、恐怖を感じ、自分たちの車だのとつさに言えず、身を守るため、分かりましたと答えたそうなんです。ここで町長が2人の車だということに気づいたそうなんです。それで、うそをついたんかと激高し、こっちに来いと、そのままほかの職員がいる体育館に2人を連れていき、残っていた職員を集めた上で、こんなやつらを役場にいさせていいのか、だから俺はこいつらは嫌いなんだ、こいつらはどうしようもないやつらよ、こんなやつらは二度と役場に入れるなとひたすら罵倒したあげく、ぶたろうぞと言いながら拳を振り上げて、目の前で止めるような行為をそれぞれにしたということなんです。

このような行為は、うそをついたから指導したというレベルでしょうか。しかも、2人はパワハラを受けることを恐れて、そのような対応をしたに過ぎず、その場所に駐車せざるを得なかった理由があったにもかかわらず、2人に弁明の余地を与えていません。

また、翌日以降も数週間にわたり、役場内で2人の職員のことを、こんな職員は役場に必要ない、課長たちがちゃんと教育してないけ悪い、俺が気合い入れてやったなどと言って回っていたということです。被害職員のうち1人は、これも理由となって既に退職しています。

私も、今回の件で取材しましたが、本人はもう忘れたがっています、正直。だって、もう3年前のことです。新しい職場で心機一転頑張ろうとしているときに、過去に受けたパワハラのことなど思い出したくないですよ。でも、私の取材を拒むことはせず、受けてくれました。

町長、これは私の作り話でも何でもないですよ。私、町長のことが個人的に嫌いとか、おとしめてやろうとか、そんなことを思って、この神聖な議会の場でこのような質問をしているわけではありません。さっき、質問の早期退職者もそうですけど、もう役場が異常事態になっているんですよ。町長本人はそう思わないかもしれんけど、異常ですよ。

私、令和4年の3月に、パワハラについて一般質問をしました。そのとき、非常事態宣言を発令するくらいのことだと申し上げました。私が一人で大げさにしているとか、証言を誇張しているとか思っているかもしれませんが、違いますよ。今回の私の調査で、役場の今の体質が改めて見えてきました。証言集めに協力してくれた人は何人もいます。役場は変わった、恐怖で支配されている、びくびくしている、早く辞めたい、パワハラに我慢して毎日仕事している、相談窓口とか絶対信用できないから相談しないし、しても無駄、これ現場のリアルな生の声ですよ。

町長や上の課長たちに届いていますか。聞こうとしていないんじゃないですか。分かっているけど黙認しているのではないか。町長が一番の加害者ですが、各課長もある意味加害者だと思います。が、怖いから従わざるを得ないのではないかと思います。

そして、今回、この一般質問の準備の間に驚くようなことを聞きました。町長はこの一件が一般質問に取り上げられると分かってから、被害職員たちと何度も話をしたそうですね。私、こう見えても顔が広いので、いろんな方からの情報を得ました。役場内でほかの職員もアンテナを立てているんですよ。大声で怒鳴られて殴られそうになった被害職員の職場へ行ったことは、それもいろんな方から情報で知りました。町長やその側近の課長がそのことについて話をしに来たら、被害を受けた人は、人間はどう思うか、想像してみてください。恐怖ですよ。話の中では事実確認などしていたのでしょうか。それなら第三者を間に挟むなど、せめて配慮がなかったのでしょうか。それとも議会前に本人たちと直接会うとなると、こんなことを想像したくありませんが、口封じとか、形式上謝罪にするとか、丸め込もうとか、私の質問を取り下げさせるとか、そんな意図しか想像できません。違っていたら違々と教えてください、発言撤回しますから。ということで、長くなりましたが、町長、これらの事実はあったのかなかったのか、お答え願います。

ということで、①のコロナワクチンの接種会場で、元職員に対して拳を目の前に突きつけ、激しい口調で叱責したのは事実ですか。お答え願います。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） 今回の御質問を受け、3年前のことを思い起こして、改めて心から反省をしています。

確かに厳しく注意をしたのは間違いありません。それは相手のことをおもんばかったからであります。また、拳を目の前には突きつけてはおりません。少し離れたところからげんこつをするふりはしましたが、今となっては不用意、不適切だったと認識をし、改めて御本人にも陳謝をさせていただきました。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 陳謝をしたというのは、どこで陳謝をされたんですか。それと、要は、パワハラをしたからすまんということで謝ったんですか。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） 太田議員からの御質問をいただきまして、3年前のことでありました。また、新聞記者の方からもこのことを質問をいただきましたので、少し時間をくださいということで、思い起こし、近くにいた課長さんにも聞き、そういうことがあったということだったなということでありましたので、事実確認をまずしなくちゃいけないという思いで御本人にお会いを

させてもらいました。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 事実確認……、結局、町長は覚えていないということなんですか。やっぱりそういうもんなんですよね。受けた側は物すごく精神的にダメージを受けているわけですよ。やった本人というか、やった側はもう、こんなことと言ってはあれなんですけども、そう重く受け止めていないというか、重く、ああ、悪いことしたなということではないんですよ。軽く見ていると思うんですよ。だから覚えていないと思うんですけども、先ほど町長が言われた、その事実確認のために出向いて、それで7月3日の日にそれが実際行われたということが分かったんですか。分かって、その場で悪かったのうと謝ったのかどうか、お答えください。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） そういうことを、先ほど冒頭にお話ししたように、反省をしまして、いま一度、本人にこれは確認をしなくちゃいけないという思いで行きました。なぜならば、そのときは本人たちが、いや、自分たちが悪かったと、こういうふうにお話をしていましたので、再度、悪かったなと、いやいや、とんでもありません、自分のほうが悪かったですと、そういう話で帰りました。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 町長が悪かったということは認めたわけですね。

○町長（花畑 明君） はい。

○議員（5番 太田 文則君） ということは、パワハラをしたということですよ。ということで、次の質問に移ります。

なぜそのような行為を行ったのですかということなんですが、先ほどそをついたからという町長からの返事がありましたけど……

○町長（花畑 明君） ないです。

○議員（5番 太田 文則君） ないですか。

では、そしたら、なぜそのような行為を行ったのですか、ちょっとお答え願えますか。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） そのことにつきましては、御本人が一番分かっていますし、当時より大変反省もされていきました。内容につきましては、本人のプライバシーのこともございますので、ここでは控えさせていただきます。

先ほど太田議員さんのほうから、うそということがありましたので、そういうことを御本人がここで言っているという同意があったというのであれば、答弁もやぶさかではありません。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 私の聞き間違いでした。申し訳ございません。幾ら理由を聞かずに、先ほど、私、冒頭にちょっと読ませていただいた中で、ある上司から荷物の移動を頼まれたということで、その荷物を移動してから、結局、就業時間に間に合いそうもないので、本人たちも一時駐車という意味で、多分、体育館の南側に駐車をして、接種会場にぎりぎりに入ったのかどうかは知りませんが、入ったと。結局は遅刻を、何とかな、したくないために、一時駐車をして会場に駆け込んだというような状況だったと思うんですけども、そういうことを、先ほど拳は目の前じゃなくてちょっと離れたところというようなことを言ってましたけども、そういう理由も聞かずにいきなりそういうことをなぜしたんですか。お答え願えますか。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） 理由は、その本人たちにこの車は誰のかねと聞いたんですね。そのとき本人たちが、さあ、ということだったので、えーっ、ということでその場を一旦離れました、そういうことです。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） また、さっきの分に戻るんですけども、結局、叱責が怖いとか、そういうことは、結局、もう脳裏にあるわけですよ、言われるというのが。だから、もうとっさに、もう本当のことは言えずに、自分を守るためにうそをついたんじゃないかなと私は思うんです。うそをついたとか、そういうことを言えなかったという、私の車ですよとか。だから、そういうふうなことで、分かりましたというように多分返事したんじゃないかと思うんですよ。

そこで、日頃から、そういう、先ほど私も読んだ中で、日頃からそういう、大声とか叱責を、私も今回の調査で改めて分かったんですけど、そういうのはされているんですか。町長、お答え願えますか。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） どなたがそういうことをお聞きしたのかは存じ上げませんが、この小さな町の利点というのは、職員に近いという利点の一つでございます。常日頃よりも、より仲間意識といいますか、あんまり友達感覚になるのもいかなものかとは思いますが、いろんな話をし、雑談をし、家庭のことを話し合ったりやっております。特別、もとより、この、声、大きいかもしれませんけども、そんな大声張り上げて罵倒するというようなことはなかったと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） どちらかがうそをついているとしか私は思いません。罵倒という、

大声とか叱責とかいうのは、その本人にしてみれば、そんなに激しくないというところもあるでしょうし、受ける側とすればかなり大きいな、厳しいなとかいう、その受け取り方というか、それで若干のずれは生じるかもしれないと思うんですけど、私が以前聞いたところによると、中津の方がちょうどたまたま何か役場に入ってきて、そのときに町長がほかの職員を何かこう1階ですよね、1階のフロアで、何か怒っていたというのを聞いて、吉富はすごいなあというのを、私、耳に入ってきたんですけども、だからそういうふうにして、町長からしてみれば、そんなに激しく言ってないんですけども、受ける側とする、今言う、例えば、本人と第三者ですよ、が、すごいなあということは、かなり大声で怒っていたんじゃないかなというふうに、私もこう耳に入る、そういうふうにつまわれるんですけども、本人、だから今はどうなんですかね、町長室に呼んで、そういう注意とかはしているんですか。それとも、この人たちは数週間にわたり注意をされたというふうに、注意というか、いろんなこと言われたというふうに書いています、言っていますけども、どうなんですか、町長。

○議長（山本 定生君） 太田議員、これ3番目の質問ということでもよろしいですかね。

○議員（5番 太田 文則君） いや、すみません、まだ2番目です。

○議長（山本 定生君） 2番目はもう3問行っていますので、3番と言う形でよろしいでしょうか。

○議員（5番 太田 文則君） はい。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） 数週間にわたって云々かんぬんということが、今、お話がございましたけども、そういうことはありません、まず。私は、もう性格的にもその場で叱った、注意した、もうその場でおしまいです。

それと、1階で、もう4年、5年ぐらい前の話だと思うんです、僕も認識しております。その課長さん、当時の課長さんだったんですけども、それも別に怒ったわけじゃありません。ここで言うのも何なんですけど、その日の懇親会、懇親会の幹事をその方がされてて、予約を入れてなかった、そのことについて、何があやっちゅうような感じでワーワー言ったのは覚えております。そのときに、中津の方が窓口におられたのも存じ上げております。

要は、昨今の、この風潮といいますか、この風潮を受けて、細心の注意を払うようには、それからはもうずっとしております。しかし、このハラスメントという言葉がつくのを恐れるがあまり、言わなくてはいけないこと、またしなくてはいけないことまでしないことが増える、組織を預かるものとしまして、今後、こういうことがいかなものかなとは危惧しております。しっかりとこれには対処してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 役場組織は、問題は住民サービスに直結しています。町の将来を脅かすことにもなりますので、一人のパワハラ行為が町を左右する問題に発展している。本当に今のままでいいのかなというのが疑問でございますし、町長の部屋には、町民の声が届く、町民の幸せが一番というまちづくりのスローガンを掲げておりますので、そういった面で、そういったものがこう、職員がやることなので、まず職員に、何とというか、光を当てていただいて、働きやすい環境づくりに努めていきたいというように、ぜひ今後ともそういうパワハラがないようにお願いしたいと思いますが、町長、最後に一言お願いいたします。

○議長（山本 定生君） 町長。

○町長（花畑 明君） 自分の中では、こういうことがパワハラというふうな認識が少し薄かったとは思っていますが、注意の仕方、僕もどっちかといいますと、体育会系だったもんですから、駄目だぞと言って、その場でそれは終わるんです。それを、相手の気持ちもしっかりと捉えて、今後は頑張っていきたいと思います。

私は、確かに仕事に関しては少し厳しく、張り切り過ぎるところもあると自分で思っております。しかし、その、一緒に頑張ろうまくいった、そのときにお互い肩をたたき合いながら喜ぶ、これもとてもうれしいなというふうに思っています。小さな町ならではの、この近い関係をもう少ししっかりと捉え直して、職員と共に歩いてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） ぜひ、パワハラがない町に生まれ変わることを期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（山本 定生君） 暫時休憩します。再開は11時25分といたします。

午前11時17分休憩

午前11時25分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

岸本委員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。

まず1点目、職員の職場環境について質問いたします。

職場環境の改善です。現在、職員、その御家族、また関係者の方から、役場内のパワハラについて幾つかの相談を受けております。その1つを述べます。御家族からのものです。

昨年9月20日夜、1人の職員が、度重なるパワハラを受け深く傷つき、生きる希望を失ったという遺書を残し、自殺を図りました。幸い、家族による発見が早く、命は取り留めたものの、救急車の中では蘇生できず、搬送先の病院の救命措置により意識が戻ったというものです。関係者は危ないところだったと述べていました。自分なりに頑張ったけど駄目でした、という文章で始まる遺書を私は見せていただきました。親しい友人と交わしたメールの記録も読ませていただきました。それらには、町長のほか、ほかに本来職員を守るべき一部幹部によるパワハラもあったことが綴られていました。また、自分が言うことを全部言い訳で済ませて、何も話も聞かずに怒鳴られるとも訴えています。

後日、御家族が役場に出向いたところ、町長は在庁していたにも関わらずその対応はなく、一部幹部職員との面談では、仕事ができないと能力の低さばかりを強調され、これに対しても傷ついていると切々と訴えられました。

先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたが、役場の中には、町長のパワハラ行為を頂点としたパワハラの構図があるように思えます。つまり、町長のパワハラを恐れるあまり、幹部職員も部下に対してパワハラを行ってしまう、そのような連鎖がつくられているのではないかと率直に感じました。今述べました事例にも、この構図が反映されているのではないのでしょうか。幹部職員の皆さんも苦しんでおられるのだと思っています。パワハラは職員に対する虐待とも言えるものです。職場環境の改善が早急に必要です。

先ほど同僚議員の質疑、質問の答弁の中で、アンケート調査への実施、それから弁護士の導入、第三者委員会の設置、これに対しては前向きな返答が頂けたかと思えます。

私は2つの点で質問いたします。1つは冒頭に述べました自殺未遂という事例は事実だとお認めになりますか。また、先ほどアンケート、弁護士の導入、第三者委員会の設置、この実際の実施はいつになりますか。早急に改善が求められています。この2点についてお答えください。

○議長（山本 定生君） すみません、岸本さん、通告書に沿った質問から入っていただいたほうがいいかと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議員（8番 岸本加代子君） 私はこう書いています。健康上の理由により制限を受けながら働く必要のある職員の職場環境改善についてと書いております。今の事例はこういう人です。

○議長（山本 定生君） 通告に沿った形でもよろしく願います。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 岸本議員に対する先ほどの同僚議員の方への私の答弁についてですが、法律家の弁護士の導入、第三者委員会の検討につきましては、時期は明言できませんが前向きに検討を進めていきたいというふうに考えておりますし、それも早めの検討をしたいということで、この場ではそこまでの答弁しかできませんが、そういった意向でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 事前に頂いた質問の通告に基づいて、私が職場の職員がハラスメント等を受けた場合の相談体制はどうか、そして精神面でのケアが必要となる職員への配慮についてはどうかということをお聞きしたいというふうにお聞きしておりますので、それについてのお答えをさせていただきたいと思います。

まず、職員が職場環境の改善について相談をしたいという場合につきましては、いろいろな方面から相談をできる仕組みを用意しております。

町が用意している仕組みとしましては、まずは、当然ですが職場の上司に相談をするということが一般的かと思えます。人事評価のために個別に職員と上司が面談をする機会が必ず年に数回ありますので、その機会を利用して何か困り事や相談がないかなどの確認もその都度行っております。

もし上司がハラスメント等の対象で相談ができないという場合につきましては、総務財政課に内部の相談窓口を設置しており、こちらは人事の担当係長が窓口となっております。もしハラスメント等の被害を訴える方がいれば、相談を受け付け、秘密を守るなど当該職員に配慮をしながら、対応する体制を整えております。

さらに、役場内部の窓口では相談しにくいという方のためには、先ほど申し上げましたが、職員援助プログラムとしまして、専門の事業者でありますジャパンEAPシステムズと契約をし、職場はもちろんプライベートも含め様々な職員の悩み事や相談事について、メールや電話などで専門のカウンセラーが相談を受け付ける仕組みを取り入れております。

匿名での相談も可能でありまして、職員には毎年パンフレットを渡して制度利用の周知を行っております。

実際にそちらでは、家庭や職場の様々な相談事を受け付けておりまして、定期的に相談の内容については、個人が特定されない状態で町が報告を受けております。万が一緊急を要する重大な事案があると判断をされた場合には、直ちに町に報告が上がる仕組みにもなっておりますが、そのような事案はこれまで発生はしておりません。

また、本町には職員労働組合もございますので、そうした組織を通じて町に対して改善を求めることも可能となっております。

加えて、若手職員の一部にもなりますが、先ほど申し上げましたメンター制度も導入しておりまして、職場や家庭の様々な相談事を同僚職員に話せる機会も用意しております。

さらには、職員向けの職場環境についてのアンケートを行ったり、役場庁舎に目安箱的なものを置くなどして、匿名で職員が声を上げる機会を設けております。

このように様々な窓口がございますので、職員には何かあれば、いずれかの方法で声を上げて

いただくことができるものと考えております。これらの窓口を通じて、もしハラスメント等の問題が実際に発生し、改善してほしいという要望がありましたら、すぐに解決に向けた対応を取っております。

人事におきましても、これまで職場内での悩み事、困り事の相談についていろいろと受けております。現時点で配慮が必要な職員も実際におりますし、御家族も含めて御相談をしながら、必要な配慮もしておりますけれども、そういったことを、現時点で具体的にすぐに対応が求められているというような相談事は、現在は受けてはおりません。

人事に相談があった内容につきましては、その都度相談を受けた職員に100%とは言えなくても納得をしてもらえる対応を、これまで精いっぱい行ってきたつもりであります。もしそのような声があるのであれば、ぜひとも相談をしていただきたいと思いますし、その際は当然のことながら、決して声を上げた職員の不利益になることがないように配慮をしながら、しっかりと解決を図ってまいります。

加えて、精神面でのケアが必要な職員への対応という部分も、これまでしっかりと行ってきていると認識をしております。

まず、何かの職務を行うに当たり、精神面での不安な点があれば、上司はもちろん、先ほどの第三者を含む相談窓口を通じた相談が可能となっております。

また、会計年度任用職員を含む全ての職員に、毎年ストレスチェックを実施し、ストレスの度合いを自己診断してもらい、高ストレスと診断された方に対しては、希望者に医師への面談の機会も用意をしております。その診断いかんによって、本人の希望を聞いた上で、必要な対応を行う体制も整えております。

実際に精神的な理由により休職をすることになった職員につきましては、先ほど申し上げたジャパンEAPシステムズの専門のカウンセラーが当該職員と定期的にやり取りを行い、状況を確認したり、相談を受けたりするなどの体制を取ることも可能となっております。

さらに、休職中の職員が復職をする際には、セカンドオピニオンとして町から委託をした医師の診察を受けてもらうことで、複数の医師により当該職員の体調や状態について判断をするとともに、復職に当たって留意する点などの確認も行っております。

また、そのジャパンEAPシステムズさんとも連携をして、人事が配慮すべき点についてアドバイスを受けるとともに、人事のほうで本人と復職前に面談等を行い、現在の体調や復職に当たって不安な点がないかを確認したり、職務の内容や程度についての希望を受けたり、職場に求める配慮を聞き取るなどして、スムーズに復職をするための支援を行っております。

このように、様々な面において、人事として精神面で不安がある職員への配慮は行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2回目で相談方法の導入についてはお聞きしようと思っていたのですが、今答えていただきました。

で、先ほど言いました、昨年9月20日夜の事例なんですけども、これを事実としてお認めになりますかという質問についてはお答えがなかったの、それをお願いしたいのと、今、課長が述べられました様々な相談方法というか、それが秘密を守れるというか、第三者とか弁護士とかを求めているのは、言ってもすぐ筒抜けになってしまうと、上に上がってしまうと、そういう声があります。だから相談できないと。

私が抽象的にしか申し上げられないんですけども、本当に秘密が守られて、相談内容が、例えばパワハラを受けているとかいうようなことが上に行かないような、守られているような感じでの導入方法が欲しかったんです、相談方法が。

今、課長が述べられた幾つかのことをちゃんと覚えていませんけど、後で議事録を読みますけど、それはそこが保証されていますか、その2点をお願いします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） まず、先ほど岸本議員のおっしゃった案件が事実かどうかという御質問につきましては、これにつきましては、当該職員の母親、お母様がこちらにお見えになりまして、そのような事例があったということの御報告を受けているのは事実でございます。

町長が同席していたかどうかについては、すみません、こちらでは定かではありませんが、記憶にございませんが――役場に在席していたかどうかというのは私どもは把握はしておりませんが、その際、お母様からのいろいろなお話もいただき、そういったことがあったということと、その後の対応についてのいろいろな御相談、そういったものはさせていただいております。

そして、現在もそのことについての配慮をこちらもさせていただいている。御家族からの御意向を頂いて、例えば職員との連絡についての、やり取りについてどういうふうにしていただきたいといったようなことについての配慮をさせていただいておりますし、今後もちろん配慮をしていきたいというふうに考えております。

それから、第三者にこちらに情報が筒抜けになるのではないかとということにつきましては、先ほど言いましたEAPという第三者機関がございます。そもそも匿名での相談もこちらに匿名で相談することも可能ですし、具体的に事例を挙げて相談していただくことも可能です。

そして、その件につきましては、私ども必要な情報、そういった特命部分を丸めたといえますか、人が誰かというのが分からないような形で私どもに報告をいただき、そしてこれは私が人事の中で、人事の課の中で必要なことであれば、もう対応できる範囲であれば、そういった形で、

決して上に相談するといったこともせず、私どもで対応できる範囲では対応をさせていただいておりますので、匿名制とそれが上に上がるから不安だというようなことは一切持たなくても大丈夫だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そのアンケートのことなんですけども、これは確かめなんですけど、アンケートについてもいろいろと御返事あっていますので、確かめで、アンケートに対しては前向きにという感じでよろしいでしょうか。実施してほしいと思っております。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 先ほど申し上げましたが、アンケート等は既にこれまでも定期的に行っておりますし、当然今後もやらせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、2番目の質問に行きます。80周年記念事業野球教室関係者への旅費支出額についてという内容です。

昨年1月14日、80周年記念行事の一環として、少年少女野球教室が開催されました。著名な現役プロ野球選手が参加するこの取組は町内外で話題となり、子供たちはもとより多くの町民の皆さんに非常に喜ばれました。

この教室の指導等に当たったプロ野球選手と関係者、合わせて11名に対する旅費、計84万1,720円が本当に11名個人に支払われたのかという疑惑は、当初うわさとして聞きました。そして開示請求で入手されたという旅費に関する会計書類を見ているうちに、率直に疑問に感じることが幾つかありました。

それから2か月余り調査を進めてきました。調査対象はプロ野球選手をはじめ関係者及びこれら11名の方々が所属する大学、プロ野球球団、新聞社、野球関係会社などです。これらの組織からは誠実な対応をいただき感謝しております。84万円余りという金額は、町の財政規模から見ても僅かかもしれません。しかし、金額の些少に関わらず、ここには会計処理上看過できない問題があると確信しました。

そこで、今回質問に取り上げた次第です。まず、11名の中にはスポーツ紙の記者ではあるものの、休みを取って参加した。つまり一般人の方もいます。野球関係の会社に勤務してはいるものの、その日は個人として参加したという証言もあります。11名の方と一体どのような契約がなされていたのでしょうか。

また、会計書類によりますと、旅費の8名は全員東京都で、新幹線料金、宿泊費等で1人当た

り計7万6,520円が請求されています。それぞれの出発地はどこでしょうか。また、福岡から車で乗り合わせて当日来た、宿泊もしていないという証言も得ています。つまり請求内容と実態が違うわけです。費用弁償ですから清算する必要があります。見解をお聞かせください。

2に書いてある、①②③全部一緒に言いました。答弁をお願いいたします。

○議長（山本 定生君） あいあいセンター所長。

○吉富あいあいセンター所長（梅林 正典君） この少年少女野球教室の一連の運営につきまして、当時ある程度野球に精通したものでないと、期間が限られた中で運営していくのが難しいということでありまして、役場の職員の中で野球経験者を中心とした実行委員会を立ち上げまして、その中で様々な運営を行った経緯がございますので、その中でリーダー的な役割で携わった私のほうから、この件に関しましてはお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、野球教室の開催に至った流れ、経緯から申しますと、今回大変お世話になりました、当時アジア大学公式野球部の生田監督が、高校生のとき花畑町長が教員時代に担任だったという御縁から、今こうして頑張っているのも先生のおかげと、そういった町長への強い思い、そして愛情を持っておられ、その恩返しとして生田監督からの申し入れ、御提案により実現をしたものでございます。

そして、まず当日来られた皆さんは、生田監督の御尽力の下、監督、プロ野球選手OBの指導者1名、この方が当日の教室を取り仕切って運営してくださった方になります。そして、現役プロ野球選手6名、関係者スタッフ3名の合計11名の御参加という認識でございましたので、こちらとしましては、議員の質問の言われる一般人という認識ではございません。

また、関係者個々人との契約に関しましては、当日お越しいただいた皆さんは、吉富町の野球少年・野球少女、そういった少年少女はもとより、近隣の野球を愛する子供たちのために役に立てるのであればという思い一つで駆けつけていただいたということでございますので、一般的にいうイベント会社は間に入っておらず、個々の皆様との特段の契約は行っておりません。

それから2つ目の御質問でございます。関係者それぞれ出発地、どこでしょうかという御質問です。

そもそもこの1月中旬という時期自体が現役のプロ野球選手からしてみれば、2月からの各所属の球団で始まるキャンプイン前に備えての大切な時期だと認識しており、そういった時期にあれだけの選手の皆さんがボランティアで来ていただけるということで、大変光栄なことだったので、そういったもろもろの事情を考えたときに、全国各地で自主トレ真ただ中の選手一人一人に対して、いついつどこからどうやって来るのか、どこに泊まってどうやって帰るのか、そういった細かいところまでは実際のところを調整するような状況ではなかったというのが現実でございます。

その当時は、それぞれの活動拠点から本町に集まってもらえるという認識と、そもそも一人一人がどのようにして来るのかなどの確認手段もございませんでしたので、一律東京からの旅費で計算をさせていただいたというのが事実でございます。

それから3点目の御質問でございます。

宿泊していない。福岡市から乗り合わせで車で来た。そういった証言でございます。費用弁償であり、清算すべきではないかということです。実際に費用弁償として支出をした以上、御指摘のとおり一人一人の行動を全て確認をし、清算処理を行うことが最善とは思っております。先ほども申しましたように、選手自体はキャンプイン前の大切な時期ということもこちらとしては十分認識をしておりましたし、そういった中で特に急な開催にもかかわらず、ボランティアで駆けつけていただいたということなどもございました。

御質問の宿泊していない。福岡市から乗り合わせで車で来たということでございますが、そういった方もいたのかもしれませんが、私たちはそこまでは把握をしていませんし、実際には選手、スタッフ全員の行動を当時把握できるような状況ではなかったというのも事実としてありまして、事務的にはそこまですることは難しいと判断いたしました。

ただし、そのような中においても、せめて来ていただける皆さんには交通費くらいはという気持ちから、町としてできる範囲でお支払いをさせていただいたという経緯でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 当時の状況に対する町の認識というか、それが御報告いただけたかと思います。

で、聞いていて思ったんですけど、これが民間会社だったらいいのかどうかちょっと分かりませんが、行政ですよ、ここね。行政でこんないい加減なことが許されるのかなというのを思いました。善意だから、善意でしているんだからいいというのではないと思うんです。

今の話を聞きますと、契約書もないわけでしょう。請求書もない、この中でお金が支出されています。そしてその支出された内容というのは架空のものです。東京から来てもないのに東京からとして請求されている。だからせめて費用弁償をきちっと清算すればまだいいと思うんですけど、このような状態というのは、私、公的機関の会計処理として非常にある意味びっくりしています。こんなことが許されるのだろうかという思いです。

あと、次の3と4は連動しておりますので、内容的に続ける形で言わせていただきます。ただし、そこに書いております、①②とかしている問いについては全部入れておりますので、これに沿ってお答えはしていただけたらと思います。

次に、旅費として1月12日に起票、その日に決済、翌13日に窓口から現金で支出された

84万1,720円の行方についてお尋ねいたします。

これについては、14日付で個人からの領収書はないものの、それぞれに支払ったとする支払証明書があります。一方で、一連の会計文書を開示請求した一住民の方は、2月5日、役場庁議室で町長、未来まちづくり課長と面談した際、同様の質問を行い、回答を得ておられます。

その内容は、現金は会計窓口から職員が受け取り、未来まちづくり課長を経て町長に渡った。町長は町長室で11名のうちの1人である野球教室関係者に40万円を渡した。残りの44万1,720円はテントの中で、11名とは違う別の支援者の代表に渡した。双方に旅費として渡すように言っているので、受け取った人がどのように分配したかは、役場の知るところではないというものだったと聞いております。

改めてお聞きします。誰がどこで、いつ、誰に幾ら渡したのかということです。それが1点目です。

それから、旅費として現金を会計から預かり、占有したものが旅費以外のことに使えば、横領罪に問われることになるかと聞いています。ただし、11名分の旅費としてと限定すれば、確かに刑事事件としては問題ないかもしれません。しかし、行政上は違います。個人の旅費として計上され支出されたなら、個人に支払わなければなりません。町にはその責務があります。町民の代表である議会はそれを求めます。

なぜなら、84万1,720円は町民の血税であり、町長個人のものではないからです。受け取った人がどのように分配したかは役場の知るところではない、などという無責任な態度は、町民に対する背任行為以外の何ものでもありません。

私の調査では、野球選手を含む11人の関係者の中に、旅費は受け取っていないと答えた方が複数います。その中には、本人自身の回答もあれば、球団を通じての聞き取りで得たものもあります。少なくとも、受け取ったことを示す個人の領収書は、一枚も町の会計に提出されていません。これは③に当たるんですけども、調査を行い、野球選手ら11人に確実に旅費を渡し、清算を求めるべきです。いかがでしょうか。

そもそも、今回、町には旅費を旅費としてそれぞれに支払う意思があったのか、私は疑問に思っております。経費の不自然さもあります。さらに、プロ野球選手の場合、旅費も報酬とみなされますから、所得税額が源泉徴収されなければなりません。しかし、今回はなされておられません。なぜ、それぞれに、旅費実費額の請求書の提出を求め、口座振込という方法を取らなかったのですか。

先ほどの答弁の中に、せめて旅費ぐらいはというのがあったんですけど、この方法、これ普通だと思うんですけど、この方法をすれば何ら問題はなかったのではないかと感じております。

さらに、これは4番目になるんですが、こうして清算をした後、清算後の残金は令和4年度会

計に戻して決算を修正するか、雑入として令和5年度の会計に入れるか、いずれにせよ適正な処理が求められると思います。いかがでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 通告に沿って、順次担当の職員のほうから回答させていただきたいと思います。

まず私の方からは、1月14日付でそれぞれ全員に支払われたという証明書がある一方で、総額が2つに分けられ、関係者の1人と名簿にはない支援者の1人に支払われたという情報がある。会計窓口から現金を誰が受け取り、誰に渡され、誰に幾ら支払ったのでしょうか、ということについて、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、この運営自体は、予算的にはスポーツの振興を、予算を持っている教務課の予算のほうから支出させていただきました。ただ、運営につきましては、先ほどのように職員の野球経験者を各課から集めた実行委員会という形で取り行ったということでございます。

その中で、開催日が土曜日であったことから、現金につきましては、会計検査室から町長秘書部局であります未来まちづくり課が、封筒に入った、監督、選手、スタッフ11名分の先ほどの旅費の合計額、この84万1,720円を未来まちづくり課が金曜日に預かり、金庫にて保管をし、当日、私ですが、再度封筒の中の現金の金額を確認し、代表者として認識をしておりました、当時のアジア大学硬式野球部の生田監督へ、皆様分の旅費として、町長よりお礼を兼ねてお渡しくださいとお願いをし、町長へお渡しをいたしました。

その後、その足で、町長より私同席の下、生田監督に、声かけにより皆さんが無報酬で駆けつけたことへのねぎらいのお礼と、あわせて、皆様分の旅費を代表で受け取ってほしい、皆様へよろしくお伝えくださいと渡しました。

そうしたところ、生田監督より心遣いへの感謝の言葉と、今日は慌ただしく立て込んでおり、私の範疇分の40万円と、残りを当時、生田監督以下の選手たちもそちらのほうで、地元の方と一緒に世話人会というような会を設けて、向こうは、向こうのほうで世話会の方たちの援助を受けながら、このスポーツ大会を実施していたようでございます。その中の世話人代表であります、ここでは個人情報関係でAさんとさせていただきますが、監督から世話人代表であるAさんのほうへ、自分の範疇の40万円以外については配付のため預けてくださいということでしたので、もう一つ封筒を用意し2つに分け、町長室の入り口付近、そしてグラウンドのテントの控室でお二人にそれぞれ生田監督同席の下、お配りをしたと記憶をいたしております。

なので、40万円と残りの44万1,720円を私どもとすれば生田監督のほうへお渡しをし、指示により代表世話人の方にその場でまた渡したということで認識をしております。

なお、生田監督が先ほど言いましたように慌ただしくされておりということの理由は、後日こ

れは分かったんですが、全体への采配、そして選手への気配り、もう一つが、玖珠町に当時お住まいだったお父様の容体がよくないという情報がちょうどそのときに入っていたようでございます。そして、イベント後の会食中にはさらに危篤となったという連絡が入ったようでございます。そしてその後駆けつけられたそうですが、残念ながらお亡くなりになったということで、ちょうどそういった気持ちの上でもかなりせっぱ詰まった中で、この会を運営していただいたということとございました。

2番目の質問については、詳しい職員から回答させていただきます。

○議長（山本 定生君） あいあいセンター所長。

○吉富あいあいセンター所長（梅林 正典君） 2点目の御質問でございます。

イベント直前の12日に書類を作成し、同日決裁。翌13日に現金を窓口で支出し、関係者に手渡そうとする方法には不自然さを感じる。請求書の提出を求め、口座振込という方法をなぜ取らなかったのかという御質問でございます。

実際にイベント直前の12日まで、最終的には何人が来るのか、どうやって何時に来るのか、そして関係者として来る方の氏名なども本当に分からなかったというのが事実でございます。

ただし、ボランティアで来ていただけるにしても、費用弁償として交通費は支出したほうがよいのではないかという考え方の下、事前に検査会計室とは支払いに関して協議を先に整えていたといったところだったのではないかと記憶をしております。

事前に支払いの協議ができていたからこそ、12日木曜日に書類を作成し、同日持ち回りによる決済、翌13日金曜日に支払いと、そういったタイトなスケジュールで対応できるように準備を進めていたといったところでございます。

またもう一つ、口座振込による方法という点に関しましては、議員がおっしゃるとおり、可能であればそれが一番理想であることは十分に認識しておりますが、当時の状況でいえば、イベント直前まで関係者スタッフを含めた正式な人数が分からなかった上、様々な調整、準備等に追われ、かつ、皆さんが全国各地からそれぞれお越しになると、そういった状況からも、とてもそこまでの調整ができる状況ではなかったというのが事実でございますので、そのことを御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 3番目の質問になります。町には書類どおり、関係者のそれぞれの旅費を支払う義務がある。調査し、適正な措置をとるべきではないかということについてです。

今、担当のほうからもお話がありましたが、理想の事務はおっしゃることがベストだと思って

おります。今回のように、イベント会社が手がける事業ではなく、選手、スタッフ、監督の声かけで、それぞれが自主トレの合間を縫い、子供たちへの思い一つで、全国各地からそれぞれの交通手段にて本町に駆けつけ、グラウンドにて子供たちに指導いただき、会食し、それぞれの方が宿泊または帰途につかれるような形態の場合、現実的には全員の方々に、どちらを出発し、どのような経緯で来られ、どちらに宿泊し、どのように帰られましたか、あわせて、それぞれの領収書等を御提出ください、また振込の口座をお知らせくださいという理想の事務が困難であろうことから、担当課長が正当な債主から領収書を徴することができないので、支払ったことを証明するというこの旨の証明書を添付する会計事務処理を、事前に協議の上行ったところでございます。このことは、町の財務規則に違反をしているということではございません。

ただ、議員がおっしゃったように、ベストな会計の支出方法ではなかったという認識はございます。このようなイベントでは、今回のようにイベント会社が入って、委託料として一括精算をできる、そことイベント会社と契約をすることができるというようなことではございませんでしたので、今回のこのようなイベントでは、申し訳ございませんが、ベストではありませんが、財務規則等に違反をした事務処理ではなく、致し方なかった事務処理であると考えております。

そしてもう一つ、今後の一連の支出で改めるべきところは、というところもお答えしてよろしいでしょうか。関連がありますので。

今回の少年少女野球教室自体が、野球に携わっている地域の子供たちや近隣の野球ファンのために、少しでも夢と希望を与えられるものであればという思いから、本当に急遽決まった事業であります。

また、年末年始を除けば実質1か月弱という時間がない中で初めて行うような事業で、まして漁港グラウンドであれほどの盛大なイベントは過去にも経験がなかったようなことでしたので、ほかで行っている野球教室の事務処理の視察に行ったりしながら、試行錯誤にてこのイベント自体の運営に取り組んだところです。

例えば、野球道具の手配であったり、会場の準備や設営、参加した22ほどの少年野球チームとの調整など、関わった職員は皆一致団結をして、様々な苦勞を乗り越えて達成できた大きな意義ある事業だと思っております。

しかしその一方で、このように事務的な面で不信感を抱かれるような事態になったことは、大変無念な思いと申しますか、無念な思いも持っておるところでございます。

ただ、今後は、このような疑念が抱かれないように、例えば、こんなイベントのときにはどういった支出をすべきかという財務処理のルール、これは今現在ございません。恐らく議員も財務規則をしっかりと確認されていると思いますが、そういったこういうことを想定したルールというのはございませんでしたので、今後については、こういったルールをしっかりと決めて取組をして

いきたいというふうを考えておるところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 1点だけ聞きます。生田監督ともう一人のAさんに渡されたということなんですけど、それは旅費としてという文言とかがあったのでしょうか。

それと、もう一つは、受領書なり領収書はありますか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 先ほども言いましたように、町は11人分の旅費として皆様にお配りくださいということでお渡しいたしました。

そして、先ほどの領収書については、今思えば代表の方からもらって、正当債主に添付資料としてつけておけばよかったなというふうには考えておりますが、町のほうにはそういった代表者の方から町がもらった領収書は今ございません。（「生田監督は」と呼ぶ者あり）生田監督からも、今、町がもらっている領収書はございません。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） もう質疑はしません。まとめます。

感想としてはとても驚きました。もうその一言です。私なりに今回の会計処理の問題点をまとめてみました。契約書も請求書もないままでお金を支出している。外部の人間に吉富町の職員の旅費規定を準用している。そして、これは架空請求に等しいものだった。個人の旅費であるにもかかわらず個人に支払われていない。にもかかわらず支払証明書が提出されている。個人に支払われていないので、実態に合わせての清算が1年たった今でもなされていない。町の責務である野球選手ら11名に旅費が支払われたのか確かめる努力を一切していない。

こうした中で私が今からすべきこととして思ったことは、野球選手ら11名に旅費が支払われているのかどうかを聞き取り、町長の手を離れた84万1,720円の行方を追求し、11名の皆さんに旅費を払った上で清算を求め、残金を会計に戻すことだと思います。これが全うだと思っています。

当然のことですが、支払いの是非、その金額の決定、支出や支払い手続は適正な行政手続の下、判断し実行されるものです。支出した後に現金を占有した者が無断で支払先や金額を自由に変更できるものでは決してありません。

一般論ですが、何らかの理由をつけて窓口払いで現金を手に入れ占有し、相手方の領収書がなくても支払い証明書さえ作成すれば、支払い先や金額を自由に変更できる。これでは住民の信頼は得られません。言うまでもなく、84万1,720円は町民の血税です。今回の事案は、行政機関の税金の会計処理の話とは到底思えません。執行部の認識は間違っていると指摘しておきま

す。

いずれにせよ、このままにしておくことは許されません。先ほど述べた行動、旅費を受け取っていない方に、ちゃんとそれを支払い、清算し、残金を会計に入れる。このことを町の責任としてすべきだということを訴え、今回の一般質問を終わります。

○議長（山本 定生君） 暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午後0時07分休憩

午後1時10分再開

○議長（山本 定生君） 発言の許可をいたします。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） すみません。午前中の答弁の中で、私の記憶違いの点と勘違いの点が2つありましたので訂正をさせていただければと思っております。

まず1つ目が、新保議員の御質問に答えた中で、プラスチックスマートシンポジウム2024が「広島県今治市で開催された」と申しましたが、私の勘違いで「愛媛県今治市」の間違いでございました。すみません。

それともう1点です。太田議員の説明の中で、私どものほうにメール等が入っているという情報の中で、本町の議員が私的な会食の場で「セクハラ的な発言を」と申しましたが、これは私の勘違いで確認をいたしましたところ、セクハラではなく、「モラハラ的な発言」ということでしたので、陳謝をし、そこの2点の訂正をよろしく願いいたします。

○議長（山本 定生君） はい。分かりました。

続きまして、丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 議席番号2番、丸谷です。通告に沿って質問させていただきます。

令和5年9月議会で答弁された交通安全対策のその後をお聞きします。

私はまとめると3つほど御質問させていただいたんですけども、1つは、一灯式の点滅信号に対してその認知度の低さを俯瞰するという件。保育施設の周辺の安全確保についてというのが2つ目。3つ目が危険な場所に対してスピード超過をさせない仕組みづくり。この3点を答弁いただきましたけれども、その後、この対策についてどういう対応をされたのか、もしくは今後されようとしているのかということをお教えてください。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 9月の議会でも丸谷議員のほうからは同様の御質問を頂いております。その後の進捗状況を併せて御説明させていただきます。

まず、一灯式の点滅信号についてですが、豊前警察署のほうに確認いたしましたところ、議員

おっしゃるとおり、今後は警察署も一時停止の標識等の設置による代替設置ができる場合は撤去を検討する、また、新たにそういった一灯式の点滅信号は今後はつくらないという方向性が確認できました。

それに伴いまして、町といたしましても、そういった箇所はとても危険な箇所であるという認識はございますので、目立つ道路標識を含めて整備をするという形で進めていく方針でございます。

今年度は、まず、小犬丸上地区のあそこの県道吉富港線、自在丸のお風呂屋さんから100メートルほど海側に進んだ交差点でございます。こちらにつきましては、大変狭い村中道路と県道の交差点で危険な場所という認識もありましたので、まず、そちらの場所に、県道に入る町道の2か所に、今、駅前で行っております目立つ、下に赤い下地を敷いてその上に強調した白い文字で「とまれ」という文字を引くように今発注をいたしたところでございます。

駅前におきましても、赤い下地に白い文字というのは大変危険なというような認識を持っていただけということで、そこで確実にスピードを落として停止をして交差点に入っていくことが見込めるということで、そういった表示を発注いたしたところでございます。

今後につきましても、こういった一灯式点滅の信号については、豊前署と連携をしながら撤去する場合にはそれに準じて十分危険が察知できるような表示を順次していきたいと、残りの3か所についても考えております。

もう一つ、保育園の周辺的安全確保についてでございます。

こちら今年、小犬丸の地区の昭和保育園の前がカーブでスピードを出して見にくいというところがございますので、先ほどと同じように、目立つ赤の下地に「こども、注意」というような文字を塗布しまして、注意喚起を行いたいと思っております。

そして、もう一つ、今吉地区の町立の保育所でありますこどもの森、こちらカーブで見通しが悪くなっておりますので、同様にこちらも注意喚起の道路表示を行うように発注いたしております。

最後に、危険な場所に対してのスピード超過をさせない仕組みづくりについてです。

こちらは道路交通法にもあります横断歩道等における歩行者の優先という項目がございまして、近年、取締りが強化され、罰則3か月以下の懲役または5万円以下の罰金等、反則金普通車9,000円、基礎点数2点の原点となっております。

たまたま、私も、先般、運転免許証の更新に行ってまいりまして、講習の中で警察のほうもこの横断歩道のところで歩行者が立ち止まって渡るのを待っている、そのときには必ず車は歩行者優先で停止しなければならない、この取組を豊前署も強力に進めていくということでございました。

町のほうも、つい数日前ですか、町の前の横断歩道においても、そういった取締りをやってもらったようでございます。このように危険な横断歩道等については、歩行者が待っている場合には必ず一旦停止を行って事故を防ぐということを行政と警察がそれぞれ力を合わせて進めていこうと思っております。また、それ以外にも、ハード面・ソフト面を警察と連携して、さらなる交通安全の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 早速の御対応、そして、今後の準備の計画をしていただきまして、本当にありがとうございます。住民にとって安心して生活できる環境整備を早期に整えていただければと思います。

では、2つ目の質問をいたします。企業版ふるさと納税の今後の展望をお聞きします。

ふるさと納税の取組は吉富町でも当然必要なことだと考えております。先般の同僚議員の質問での疑義について、その後、何か具体的な報告や御指摘などでやり取りというものはございましたでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 企業版ふるさと納税につきましては、先般の12月の議会におきましても、複数の議員の皆様から質問をお受けしまして、幾つかの疑義があるということで、御意見を頂きました。一般質問の答弁でもお答えを差し上げたのですが、本町はふるさと納税の手続については、何ら問題がない、法令に沿った手続きを行っているという認識でございます。その後、町と同じような構図の町があるという御指摘でございまして、そちらの町のほうへ、東北のほうの自治体だったと思います。そちらの自治体のほうへ視察に行かれたという情報については耳にしておる状況でございますが、その後、このふるさと納税、企業版について具体的な報告とか、こうあったらこうすべきだというような御指摘はその後は頂いておりません。現時点では、町民の皆様に対しては疑義があるという質問が議員から寄せられており、それに対して、町は何ら問題がないという見解を示したという状態が続いている状態でございますので、もし、調査の結果、何らかの結論が出たのであれば、広く町民の方を踏まえて、私どもにも御報告を頂ければと思っているところです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） 分かりました。

今回の予算決算委員会でも幾つかのふるさと納税の件については質問が出ていましたけれども、企業などからの問合せを含めて、現状の進捗がどうなっているかというのをもう一度教えてください。

さい。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） これまでは、吉富町、個人版のふるさと納税は大変出遅れた状態でしたが、この企業版ふるさと納税については、これまで近隣に比べてもそれなりの高い水準で、ここ数年御寄付を頂いて事業を実施してきたと認識しております。

先般の企業版ふるさと納税については、国民の税金の不正支出ではないかというような御疑義、御質問を頂いたと私は認識しておりますが、それ以降、企業版のふるさと納税についてはぱったりと止まっているのが現状でございます。

この件に関する幾つかの企業様から町のほうへは特段の連絡はございませんが、また新たな企業様からも吉富町の取組について問合せをするというようなことも、今は全くなくなっている状況でございます。

先般の今年度の当初予算委員会の中でも、個人版のふるさと納税、企業版のふるさと納税については、国の補助金等と同類で活用して、国の機関と共同で行うような事業であったり、いろいろな計画をしておりますが、今は足踏みをしているような状態になっておりますので、現実として私たちが一生懸命いろいろなところでPRをしているものと、ちょっとアンマッチになっているというのが今の実情でございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） そうなんです。ちょっとそれは残念なんですけれども、そういうことも踏まえて、町としてこのふるさと納税の活用の仕方と、今回のタイトルにもありますけれども、今後の展望、そういうものを教えてください。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 先ほど来、申し上げますように、吉富町を応援していただける企業様のほうから見ると、吉富町に対する寄附金、これが本町の議会には受け入れられていないように映っているのではないかと捉えております。

吉富町は九州一小さな町でマンパワーも財源も潤沢ではないという状況の中で、令和6年度の当初予算におきましても今まで以上の高い目標を掲げて、このふるさと納税を個人版・企業版を合わせてうまく活用して工夫を凝らして、事業を推し進めていきたいと考えておりますし、それがひいては町民の公共福祉の向上につながるものであると考え、私たちは推進をしております。

この事業がストップするのは町民の皆様に対してやはり不利益があるのではないかと考えておりますので、今後、このふるさと納税、特に企業版については議会の皆様としっかりと勉強会をして、これの必要性、これの意義というのをもう一度お互いでしっかり勉強した上で取り組んで

まいりたいと思っておりますし、先ほど来の疑義についてももしっかり調査をしていただいて、疑義が晴れたのであれば、しっかりその旨を御報告いただいて、もっともっと素敵な吉富町に向かって議会と執行部が一枚岩で進んでいくようなまちづくりができればと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） そういうことなんですね。もしそのようなことで執行部側が思うような活動といいますか、そういうものができていない、もしくはその活動の妨げになっているようなことがあれば、我々議会としてもしっかりと執行部の皆さんと前向きでより良い議論ができるよう、気をつけていかなければならないと、そういうふうに考えます。

今後も町のため、それから町民のために、議会、執行部の両輪で建設的な意見交換を交わして、実りある成果を期待しまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 議席番号4番、向野です。通告に従って一般質問を行います。

今年1月1日に石川県能登半島地方で大地震が発生しました。毎日報じられるニュースを見ていましても今回の地震の激しさが伺われます。地震直後の様子では、山が崩れ、家屋は倒壊し、輪島地区では火災が発生し、道路には割れ目が至るところででき、大きな地殻変動で海底が4メートルも流起するなど、自然の猛威を見せつけられました。

地震から2か月半が過ぎようとしていますが、被災後のニュースを思い返してみますと、道路が寸断された地域ではライフラインの全てが遮断された状況の中で、地震から数日たっても被害の全容すら把握できないほどなど、今回の能登半島の被害の大きさを知ることでした。

そのような中でも、順次、災害支援物資が届き、電気や通信網が復旧してきましたが、水道は壊滅的な損傷を受けているようでした。被災地での暮らしを再開する上で、最大の障害になっているのが断水だと報じられています。

現在では、周辺自治体からも応援者が駆けつけ、次第に復旧しつつあると言われていますが、能登地方では地形的な問題や被害が広域的に広がっているため、様々な課題が散席しています。

そこで今回の質問です。吉富町の水道施設では自然災害に対してこれまでどのような対策や改良が行われてきましたか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） まず、議員さんが言われましたとおり、私たちも今回の地震で

被災された方々に対し、本当にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早く復興するようにと願っているところです。

まず、吉富町の水道施設でどのような対策が行われてきたかということですが、まず、水道施設で皆さんがよく御存じの天仲山山頂にある2つの配水塔、第3配水塔というんですが、その配水塔から説明をさせていただきます。

現在の配水塔はまさに地震対策として、平成24年度から診断や基本設計、実施設計が行われ、平成28年度に本体の築造工事に着工し、平成30年度に竣工をしております。

以前のものはキノコ型の形状をしておりましたので、その姿から安定性に不安を抱く方もいたのではないかと思います。

現在の配水塔は従来のものより多くの水量を貯水し、併せて耐震性も備えております。また、強い地震で震度6弱程度の激しい揺れ、そういった振動について、あるいは異常な流量を感知したときは、布設の緊急遮断弁が作動いたしまして、配水塔の1つには水を保持する機能をあの配水塔には備えております。

ということから、大地震等で配水管が破損し、大規模に漏水をしたとしても、配水塔の水が全部なくなることはありません。そして、そこが緊急の給水拠点となり、住民の皆さんに必要な最低限の水をお届けすることができる仕組みとしているところです。

次に、この配水塔から各家庭に水を送るのが配水管ということになりますが、下水道工事に伴う水道配水管の布設替え工事も皆様方の御理解を頂きながら随分と進捗をしております。

この配水管の地震対策といたしましては、動脈的な位置づけの基幹管路と言われる部分につきましては、曲がりや抜け防止機能を備えた耐震管にて、随時、布設替えを現在進めているところでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 今の答弁で、配水管や重要な基幹管路の配水管については、耐震化が図られていると聞き、安心しております。

また、水道施設につきまして、昨年、私たちも議員で幸子浄水場の視察を行いました。この幸子浄水場やその他使用している施設について、災害対策はどのように行っていますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 幸子浄水場ということですので、まず、その浄水場につきましては、平成4年度に取水井の掘削を行い、平成5年度に浄水場を、平成6年度に送水管を布設いたしまして、一連の幸子浄水場の設備が整備されております。

平成の時代には多くの地震災害が発生いたしました。思い起こしますと、九州では福岡西方沖

地震や熊本地震、震度7を観測した阪神淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災など、全国で本当に多くの平成の時代には地震被害が発生いたしました。

こういったことを受けまして、公共施設の耐震化が全国で叫ばれ、現在もその対応が進められているところです。

平成5年度に建設した幸子浄水場は、平成5年当時の建築工事共通仕様書に基づき、鉄筋コンクリートで建設されておりますが、構造物の耐震設計の考え方、あるいは、施設を構成する材料の耐震強度等は時代とともに技術開発されておりますので、最新の耐震基準などは満たしていない部分もあろうかと思われませんが、そういった幸子浄水場の耐震につきましては、今後の課題として対応していかなければならないと考えております。

また、幸子浄水場より古い水道施設といたしましては、第2・第3配水場というのがあります。これは広津地区の佐矢野小児科の前と東病院の前の山の上の配水池に水を送るポンプ施設なんです、そういったもの、あるいは第2配水池、これは小笠原公の墓地の横に半地下式というような形ではありますが、この配水池あるいは別府地区に小規模ではありますが、別府浄水場がございます。

こういった施設につきましては古いもので、供用開始から50年ほど経過をいたしまして劣化が随分と進んでいるものがあり、ちょうどこのタイミングで施設の更新計画というものが必要となる状況なんです、将来の給水人口の減少や節水型の給水器具の普及等々によりまして、将来は料金収入の減少というものを予測しております。

そういったことから、あるいは、今後も持続可能な水道施設であり続けるためには、管理上のリスク低減やランニングコストの削減、そういったものが必要になろうかと思っております。

こういったことを総合的に勘案し、将来の水道施設の在り方については以前から私たちはいろいろな検討を行ってまいりまして、町をはじめ上下水道課で検討し、現在進めているのが、いろいろな場を通して説明をさせていただいておりますが、水道施設の統廃合事業です。スマートな水道施設にするために既存施設の増強化を図りながら、廃止できる古い施設は廃止して施設数を減らすということで、課題の解決と維持管理費のコストダウンを可能としようとしております。

この地域の自然災害を考えていただきますと、台風の直撃による停電が最も可能性が高く考えられるのではないかと思います。平成3年9月、台風19号で数日間の停電ということは皆様の記憶にあることだと思います。私たちは、ポンプを稼働させられないという経験をしました。以後、台風接近の違法が出るたびに大型の発電機をレンタルするなどして対応してきましたが、この現在進めている統廃合事業が完成すれば、発電機を備えている幸子浄水場から天仲寺山の上の2基の配水塔に直接送水することができます。そうすれば、停電時においても安定して町内に給水することができるようになります。このように水道施設の耐震化と更新並びに廃止を進めなが

ら、SDGsの趣旨にのっとり、脱炭素化を進めながら持続的な水道水の供給に努めようとしているところです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 職員の災害等への対応は十分分かりました。

先ほど奥家課長の答弁でも収入減ということで、今回の能登地震での断水について、地方が抱える人口減少、節水意識の増加で収入の減少、財政等の問題で職員不足による更新計画がうまくいかなかったのも原因の一つではないかと専門家は言っております。

そこで、本町の将来に向け、水道事業の安定的で継続的な事業運営を担う職員への技術継承や人材育成等をどのように行っているのか、お聞かせください。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 次の時代の水道技術職員を育成するについてはどうだ、いいかということの御質問だと思います。

それは非常に時間がかかるものだと思っております。水道に関する技術の取得につきましては、大きく分けて、講習会等の学習により得られるものと実務経験により得られるものがあると思っております。そういった意味で、水道の技術と一言で言いますが、水道の行政全般に始まりまして、衛生管理や水道経営、いろいろな水道の水理学、あるいは水質の管理としましては、水質全体の知識に始まりまして水源のことや原水・浄水施設の水質管理、送排水管における給水管も含めたところでの水質管理、あるいは微生物対応の生物概論、こういったことも必要になりますし、また、水道施設の管理においては、水源や取水施設、浄水施設、排水施設、貯水施設、そういったそれぞれ水道施設と言われるところの維持管理、あるいは漏水の防止、給水装置の管理に合わせて、公営企業職員、水道事業につきましては公営企業ということで位置づけをされておりますので、公営企業職員としての事務、法制執務であったり、財務、公営企業会計、資産の管理、そういったものも併せて、いろいろな水道の技術と言いますが多岐にわたるものと思っております。

水道技術として私が最も大切なものとして考えているのは、安心安全な水を供給する上で必要な判断力と決断力だと思っております。

今回の能登地震は本当に大変なことでしたが、いろいろな自然災害に被災したとき、浄水施設等の異常が起こったとき、安心安全な水道水を供給するために、もしかすると給水の停止を判断しなければならない状況もあるやもしれません。そういったときに判断力、決断力が水道の技術としては最も重く大きな責任ではないかと思っております。

そういった水道の技術は非常にいろいろありますが、そのような中で職員の育成ということで、

先ほどは議員さんが言われましたが、なかなか大変でもあります。全国の水道事業体で技術職員率が低下しているというような、こういった御指摘がよく水道新聞などを見ているとよく書かれております。水道事業の部局を超えた人事異動により専門性の低下が懸念されている、これは全国的な問題です。そういったこととか、あるいは職員数の減少、そういったこともありますが、一番私が大きく思うのは職員個人の資質、能力によることです。なかなか水道という業務は難しい面もありますが、そういった資質、能力によるところもあるんですが、また、本町の将来の水道事業を担う人材の確保については、町長はじめ人事部局等の配慮もいただき、次の世代の職員が今しっかりと育っているというふうに思っております。

このように専門知識と技能が連携し、水道事業というのは成り立っていると私は思っておりますので、そういった技術を有した職員の存在というのが一つの町の財産ではないかというよう、そのようにも思っておるところです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 大変よく分かりました。また今後も町民に安全な水を届けるようによろしくお願いします。

それでは次の質問に移ります。

災害のニュースを見ていると、断水している地域へ配水車への出動がよく見受けられます。本町では配水車は当然持っていません。もし大規模な断水が発生した場合、どのような手段で住民に水を届ける計画はありますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 大規模な断水といたしましては、今回の能登地震のような災害によるもの、または、冬季に、冬の時期に強い寒波で引き起こされる凍結による水道管の破裂から起こる断水、あるいは、老朽管が破裂して起こる断水、その要因は様々なことが考えられますが、大規模な断水が起きたとき、そこで活躍しているのが、今、議員がおっしゃいました給水車です。

私も給水車の姿はそういった被災地にボランティアで入ったときに見たことは何度もありますが、残念ながら吉富町ではこの給水車は所有しておりません。

北九州地区の自治体の状況を見ますと、北九州市のみがこの給水車を所有しておりまして、そのほかの市町では所有はしておりません。給水車の出動を必要とする状況となりますと大規模または広域的な被災が想定されますが、その対応については県レベルでの調整が必要になるかと思えます。

福岡県内の各自治体が所有している災害対策用の備品につきましては、その個数の調査が行わ

れ、把握されておりますので、必要な際には日本水道協会に要請をして支援を受けるというような、そういった仕組みになっております。

本町水道事業では、緊急時に必要最低限の飲み水は住民の皆さんにお届けできるようにと、給水袋を3,000枚ほど備蓄いたしております。先ほど第3配水塔が緊急時の際には給水拠点になり得ると説明をいたしました。排水管本管が漏水していない状況であるならば、消火栓に直接複数の蛇口を設置できるような装置も上下水道課のほうで有しておりますので、そこを給水拠点にすることもできます。

住民の皆さんには、給水拠点まで水を取りに来ていただければならないような状況になるだろうとは想定しておりますが、被災の状況や程度によってその方法などは、町の災害対策本部とも調整を図りながら判断していくことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） その他でも耐震技術としまして海水や使用済みの水を再利用する可動式の浄水器、シャワーなんか使うのもあるんですけども、その辺の準備とか検討とかはしたことはございますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 災害時でも必要最低限の給水を維持するためには、まずもって水を作る浄水場が機能するということが条件となろうかと思えます。京築地区水道企業団からの送水も現在はございますが、被災の状況によってはそれすら不可能になることも想定されます。そのようなときは別の手段を考慮しておかなくてはなりません。今の町の災害対策としては、浄水場の代用施設までは準備できておりません。

現在は許される予算の範囲内での対策となっておりますが、緊急時の水を二重三重に準備しておくとするならば、公園や道路、公共施設の地下に給水槽を設置するなどの方法も考えられるところなんです。これもなかなか維持管理、設置費用、そういったところでなかなか厳しい面があるのかなというふうに考えております。

また、議員さんが言われましたように、最新の技術の中では、これも私も常々いろいろなことを調べるのですが、大型の稼働式、いわゆる動かせる浄水場の機能を持った浄水装置、大型の浄水装置というものもあります。水道水の基となる水があれば、さまざまな現場で水道水を作ることが可能となっております。ただし、非常に高価なものです。高価な施設となりますので、これを購入して所持しておくとなれば費用もかかりますので、町の防災対策の一つとして議員の皆様と共に考える必要があるのかなと思えます。

そんな施設ではありますが、被災の状況によっては緊急的に準備しなければならないことがあ

るやもしれません。そのような被災状況をも視野に入れまして、そういった浄水施設を扱っておる会社、企業名や連絡先などは把握をしているところです。

このように、町長をはじめ水道行政に従事する私たちは、現在の町の財政や人力的な面、または水道料金のことなど、許される状況の中で災害に強い施設への改良のために可能なこと、考えられることは、議会の皆様の御承認も頂きながら着実に進めているつもりですが、万全かと言われるれば万全ではないこともあるかと思えます。

今回の能登地震では地殻変動が非常に大きかったことから、耐震化された水道管でさえ被害が出ています。

水は命を支える上で必要なものです。昨今の日本列島を見ておりますと、災害はいつどこで起こり、いつどこで私たちが被災するか分かりませんし、私たち職員も被災する可能性は十分にございます。被災地は大変だなということで終わらせるのではなくて、私たち一人一人がもしもに備えて自分でできる対策を自分でしておくということが何よりも必要なということを常々思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 最後に意見を言わせてもらいます。

最近の報道では、水道が復旧しないから片付けが進まないという声がたくさんあります。関係者は懸命に作業を進めています。私たちは当たり前前に水道の使えることのありがたさをいま一度感謝しなければならないと思っております。そして、私たちもそれぞれの立場で我が事としてできる対策や準備などをしておくことが求められていると思えます。被災しても生き抜く準備をしておくことが必要だと私を含め皆さんに考えていただきたいと切に思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（山本 定生君） これにて一般質問を終わります。

執行部は退席されて結構です。本日は大変お疲れさまでした。

これより副議長に交代いたします。

日程第3. 発議第2号 吉富町議会議長の不信任決議について

○副議長（矢岡 匡君） 日程第3、発議第2号吉富町議会議長の不信任決議についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により山本定生議員の退場を求めます。

〔山本定生議員退場〕

○副議長（矢岡 匡君） ただいまの出席議員は9名です。提出者の説明を求めます。太田議員。

どうぞ。

○議員（５番 太田 文則君） 山本定生議長に対する不信任決議。

山本定生議長は令和６年２月９日夜、豊前市八屋の飲食店において女性店主に対し、その容姿や性格等について一方的に思いのままを発信し、深く女性を傷つけるに至りました。その行為はモラルハラスメント、セクシュアルハラスメントにほかなりません。女性店主は山本定生議長と吉富町議会に対応を求めています。議会は住民を代表する公正な議員をもって構成される地方公共団体の意思決定機関であります。日本国憲法第９３条は地方公共団体には法律の定めるところによりその議事機関として議会を設置すると定め、地方議会の設置根拠を保証しています。

議長は議会の活動を主催し、議会を代表するもので、議会構成上、欠くことのできない重要な地位にあり、その地位は議会全体の権威と結びつくもので中立性と尊厳性が必要であります。

今回の重大事案は住民の代表である議員として本来なら議会の代表として公私とも範を示さなければならぬ立場である議長による不道徳、倫理に反する行為で、相手を侮辱する言動等は、いや、一人の人間としても決してあってはならないし、看過されるものではない。決して許されるべきものではありません。弁明も言い訳も通用しません。被害を受けた方からの謝罪と議員辞職の要求を受け、いまだに許してもらえない状況など、前代未聞の不祥事であります。議会としては人間を重んじ、公平公正を率先して推進しなければならない立場であります。被害者及び町民に対して申し開きはできません。

以上のことから、今回の件は議会の品格、権限を不全ならしめ、ひいては信用を著しく失墜させることにつながります。つまり、現時点において議長職の適格を欠くことを言わざるを得ません。議会に誇りを持っていただけるようなものにしていくため、皆様方の御理解と正しい判断をお願いし、私の提案理由に代えさせていただきます。

○副議長（矢岡 匡君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（７番 是石 利彦君） 今、決議案を耳にいたしました。その中で、この事案が一方的な意見ではなく、正しくそのような事件があったのかということが発議者にお聞きしますが、それを確かめたのでしょうか。今、お話から聞くと、意見としてメールというんですかね。それが届けられたことに対する反応のようでございますが、発議者はこれを御本人に確かめたのでしょうか。当該の方にそれをお聞きいたしたいと思います。

○副議長（矢岡 匡君） 太田議員。

○議員（５番 太田 文則君） 当該の方には確認はしておりませんが、山本定生議長によると「ほぼ内容には間違いはない」と。同席されていた議員の方も「ほぼ８０から９０％間違いはない」ということを言っていましたので、そのような発議を、決議案を出しました。

○副議長（矢岡 匡君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） まず、そもそも町の政倫条例2条1項1号について代表の品格と名誉を損なう一切の行為があったとして民法上の不法行為を審議する機能を吉富議会に付与されておるのかどうか、どのようにお考えでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議員（5番 太田 文則君） もう一度言ってもらえますか。

○議員（7番 是石 利彦君） いいですか。よろしいですか。

○副議長（矢岡 匡君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） まず、議会に同僚議員であるところの議員の処遇を決定できるような権能が付与されているのかどうか。それによって不信任決議案を提出したんだというような意味合いだと感じましたけれども、議員同士で議員の同僚の処遇を決定するような能力つちゅうんですかね。力を付与されているとは私は思いませんが、その点はどのようなお考えでしょうか。

○副議長（矢岡 匡君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 今回の事件は、今、世間で騒がれているモラルハラスメントとセクシュアルハラスメントです。それを議会として放置している。何も処罰を与えないということ自体はおかしいんじゃないかということで今回の決議に至りました。

○副議長（矢岡 匡君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 私の質問に答えていないんですね。まず、本人に相手方の方とどのような確かめをしたのかということが、していませんと。そういう中で、大体のことはお認めになりましたと。9割方そうだ。あと、完全じゃないわけですね。どこか確かめてもないものを我々議員に与えられていない議員同士の処遇を行使しようとする不信任決議案、これはふさわしくないのではないかという私の質問ですが。モラルハザードとか世間的に今問題になっているので、それをいかにも、なんかうまく言えませんが、プロパガンダのように利用しようとするのではないかとさえ思えますいかがでしょうか。

○副議長（矢岡 匡君） 是石議員、出せます。

○議員（7番 是石 利彦君） ん。出せるのですか。

○副議長（矢岡 匡君） ということです。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと待ってください。発議者に私は質問したんです。

○副議長（矢岡 匡君） 議長がこの不信任決議を出すことを認めますと。

○議員（7番 是石 利彦君） 認めた。そうですか。

○副議長（矢岡 匡君） よって、出せているわけで。

○議員（7番 是石 利彦君） そうですか。

○副議長（矢岡 匡君） 御納得いただきたいと。

○議員（5番 太田 文則君） いいですか、それに対して。

○議員（7番 是石 利彦君） そうじゃなくて出した、出す何といたしますかね、裏づけですよね。
吉富議会にはそういうものは同僚議員に処遇するような権能を与えられていないと私は理解しておりますが、それでもよろしいでしょうか。

○副議長（矢岡 匡君） 暫時休憩します。

午後 時 分休憩

午後2時07分再開

○副議長（矢岡 匡君） 休憩前に続き再開いたします。

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（矢岡 匡君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題になっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（矢岡 匡君） 御異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。反対討論はありませんか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 今回の提出の不信任決議についてですが、内容が政治倫理条例に該当するということですが、私は違うのではと理解し、反対いたします。

○副議長（矢岡 匡君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 提案、賛成討論いたします。提案理由にありましたように、飲食店店主である被害女性は、客として来店した山本定生議長に、モラルハラスメント、セクシュアルハラスメントを受けたと訴え、議会に対応を求めています。

ハラスメントの内容は、女性の様子や性格について一方的に思いを述べたもので、女性は暴言、侮辱されたと捉えています。現在、SDGs目標5に「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げ、世界中でそのための取組がなされています。

今回の山本議長の行為は、政治倫理条例第2条1項1号の「議員としての品位を著しく損なう一切の行為を慎み、町民の議会に対する信頼を失意させるような行為をしないこと」に明らかに抵触しています。また、ジェンダー平等の取組にも反するものです。さらに、政治倫理条例第2条2項で「議員は政治倫理に反する事実があるとの疑惑が持たれた場合には、自ら潔い態度を持って疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない」と規定しています。

御承知のように、議会は協議を重ねてきました。山本議長は被害女性に対して謝罪をしつつも、その責任を自ら明らかにすることなく、進退に関して議会に委ねるとの立場を取ってきました。

しかし、先日の協議の場で「不信任決議案が可決されたならば辞任するのか」との問いに対し、「分からない」と答えました。議会に進退を委ねるとはどういうことなのでしょう。このような山本議長の態度は、自分の行為と被害女性の苦痛に真摯に向き合っているとは思えません。あらゆるハラスメントをなくし、人権を守るその先頭に立つべき町議会の議長としてふさわしくありません。

また、今回の議案に対する賛否は、ハラスメントをなくし、人権を守るということに対する私たち個々の議員の態度表明でもあるのだということも申しておきたいと思います。

以上で賛成討論を終わります。

○副議長（矢岡 匡君） 反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 反対討論を行います。この事案は、憎むべき破廉恥ということは一方では言えるかもしれませんが、先ほど言ったように、発議者が一方の方のところに行って、どのようなことをされたかというような事情聴取をされていないということでした。そういった不安定なところに、議員同士の、同僚の処遇を決めようとするこの暴挙ですね。そもそも議長職に対しての同僚議員である議会には処分する権能は与えられておりません。それに議会活動の外での行為に対して議会の議員たちが寄ってたかって、この行為を確かにそうだとということをもって、同僚である議員の処遇を云々することはできない。そのように私は感じております。いつでも追加提案できるというルールを利用しての不信任決議は、執行権者である町長、すなわち首長ですね。首長に向けてののみの権能であります。それを同僚議員に法的な強制力もないにもかかわらずすることは、選挙の洗礼を受けていた議員に対して暴挙であると考えます。あつてはいけなかつたししなければならぬと、そう考えております。したがって、議会への同僚議員の不信任決議案は、ふさわしくないものであると言わざるを得ない。

以上で反対討論といたします。

○副議長（矢岡 匡君） 賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。

発議第2号吉富町議会議長の不信任決議については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○副議長（矢岡 匡君） 起立同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により、

議長において本案を裁決いたします。本案については議長は否決と裁決いたします。

ここで山本定生議員の入場を許可します。

[山本定生議員入場]

○副議長（矢岡 匡君） 議長を交代します。

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後 2 時16分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 3月15日

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員